

むつ市議会第211回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成24年2月24日（金曜日）午前10時開会・開議

◎諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 市長施政方針

【議案上程、提案理由説明】

- 第5 議案第1号 平成23年度むつ市一般会計補正予算

【議案質疑、討論、採決】

- 第6 議案第1号 平成23年度むつ市一般会計補正予算

【議案一括上程、提案理由説明】

- 第7 議案第2号 むつ市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例
- 第8 議案第3号 むつ市スポーツ推進審議会条例
- 第9 議案第4号 むつ市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第5号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第6号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第7号 むつ市立図書館設置条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第8号 むつ市下北自然の家条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第9号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第10号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第11号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第12号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第13号 むつ市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第14号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第15号 むつ市肉牛特別導入事業基金条例を廃止する条例
- 第21 議案第16号 むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設条例及びむつ市大畑町水産物鮮度保持施設条例を廃止する条例
- 第22 議案第17号 下北地域広域行政事務組合同規約の変更について
- 第23 議案第18号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第24 議案第19号 むつ市国土利用計画（第4次）について
- 第25 議案第20号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第26 議案第21号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

- 第27 議案第22号 平成23年度むつ市一般会計補正予算
- 第28 議案第23号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第29 議案第24号 平成23年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第30 議案第25号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第31 議案第26号 平成23年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第32 議案第27号 平成24年度むつ市一般会計予算
- 第33 議案第28号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第34 議案第29号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第35 議案第30号 平成24年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第36 議案第31号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第37 議案第32号 平成24年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第38 議案第33号 平成24年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第39 議案第34号 平成24年度むつ市水道事業会計予算
- 第40 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成23年度むつ市一般会計補正予算)
- 第41 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成23年度むつ市一般会計補正予算)
- 第42 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成23年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	21番	富	岡	幸	夫
22番	鎌	田	ちよ	子	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（1人）

17番	村	中	徹	也
-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	新	谷	加	水
教員	高	瀬	厚	太	郎	教育長	遠	島		進
委員	遠	藤	雪	夫		代監査委員	小	川	照	久
公営企業者	畑	中	政	勝		農委員	立	花	順	一
管理委員会	伊	藤	道	郎		財務部長	下	山	益	雄
選挙管理委員会	奥	川	清	次	郎	保健福祉部長	松	尾	秀	一
総務部長	中	嶋	達	朗		建設部長	山	本	伸	一
民生部長	布	施	恒	夫		大所大産課	若	松		通
経済部長	高	坂	浩	二		畑畑業				
川内庁舎						庁舎建設				
協野沢						舎舎建設				
庁舎所長						計者務部	大	橋		誠
						理事				
						会管総政				
						理出納室				

選舉管理委員會 事務局長	成田晴光	監事 查務委員	石田武男
農務局 局長	手間本富士雄	教育部長	齋藤秀人
營企業長 水道長	齊藤鐘司	建設部 部務官	清藤巡一
總政政推 策進監	花山俊春	財政推 務進部	石野了
民政推 生進部	竹山清信	民副市又課 生理一	猪口和則
建政推 設進部	鏡谷晃	總政總 務課	柳谷孝志
總政總 務課	野藤賀範	總政企課 策調	高橋聖
總政防課 策政長	工藤初男	財政課 務課	氏家剛
民環境 政課	金浜盛雄	民環政總 務課	加藤博
民市又總 務課	樋山政之	建土設 木課	杉山重行
建土總 務課	眞野修司	民環政主 生策	鷺岳彰丸
總政總主 策務	栗橋恒平		

事務局職員出席者

事務局 局長	須藤徹哉	次長	澤谷松夫子
總括主 幹	濱田賢一	主任主 查	小村林睦
主任主 查	石田隆司	主任	村口一也

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（山本留義） ただいまからむつ市議会第211回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配布しております。

次に、全国市議会議長会基地協議会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、去る2月7日に開催された平成23年度青森県市議会議長会第3回定期総会において、むつ市議会が提出しております下北半島縦貫道路の整備促進については、道路交通環境の整備促進についてとして、第64回東北市議会議長会定期総会提出議案として決定されましたので、ご報告いたします。

次に、本日この後、職員の公金等着服事件について、むつ運動公園野球場の放射性物質について

及び脇野沢赤坂地区における不法投棄について市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本留義） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、3番工藤孝夫議員及び24番岡崎健吾議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（山本留義） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの22日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月16日までの22日間と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（山本留義） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） まず、このたび脇野沢庁舎職員による公金等の着服というあってはならない事件が発生いたしました。

平成21年の忌まわしい記憶もまだ新しい間に、市民の皆様のご信頼を裏切る不祥事の再発に至り、衷心よりおわび申し上げますとともに、その概要についてご報告を申し上げます。

この職員は、平成22年7月、自身が担当していたむつ市防犯協会脇野沢支部の補助金を本庁所管課から受領し、速やかに支部会計の預金通帳に入金すべきところ、私的用途のため着服していたものであります。

さらに、その事実が発覚後、以前の分も精査した結果、平成18年度から平成22年度までの5年間で、総額86万8,040円を着服していたことを確認いたしました。

また、平成23年度にも、脇野沢スポーツ少年団の会計へ納入にすべき会費13万8,000円を着服していた事実も発覚しております。

なお、脇野沢スポーツ少年団は、民間の方々によって運営がされておりましたが、事情があり、私人の立場で、一時、会計事務を担っていたということでもあります。

この着服金額の合計100万6,040円につきましては、その年度ごとに当該職員から全額弁済されており、当該団体の資金面における被害は解消されておりますものの、決して許される行為ではなく、2月23日付で、地方公務員法第29条に基づき、当該職員を懲戒免職処分といたしました。

氏名は片川勝則、51歳、脇野沢庁舎市民福祉課主幹の職にあったものです。

当該団体の皆様及び広く市民の皆様に対しましては、深くおわびを申し上げます。

さらに、本件に加えて、いまだ調査の途中ではありますが、公金である保育料につきましても、着服の事実があったことを2月21日に確認したところでもあります。

現時点では、1件15万円の着服を確認しているほか、さらに数件の着服があったようでございま

す。

次々と不祥事が明るみに出る事態に慄然とする思いではありますが、徹底的に調査を継続し、全容が明らかになり次第、場合によっては告訴も視野に入れるとともに、関係職員についても、その監督責任の程度に応じ、厳正に処分することにいたしたいと考えております。

当該職員の不祥事の全容は、いまだ解明されておられませんものの、不祥事の公表をいたずらに遅らせるべきではないとの判断から、途中経過での報告をした次第であります。

かかる不祥事が再発したことは、私もごんきにたえないものであり、何よりも、市民の皆様のご信頼を損なったという紛れもない現実を厳粛に受けとめ、再発防止に向けて、公金、準公金の取り扱いに係る検証を徹底的に行うとともに、職員の綱紀粛正の徹底について、改めて厳正に対処してまいる所存であります。

1度ならずも2度までも失われた信頼を回復することは、一朝一夕にはまいらないことを重々肝に銘じ、私を初め全職員は、これから一丸となって、誠心誠意、ひたむきに市民のため職務に取り組んでまいる所存でありますので、関係各位のご指導を切にお願い申し上げますとともに、重ねて議員各位並びに市民の皆様に対して、衷心よりおわび申し上げます次第であります。まことに申しわけございませんでした。

次に、むつ運動公園野球場から放射性物質が検出されたことにつきまして、去る平成23年8月26日開会のむつ市議会第209回定例会に報告した後の市の対応等についてご報告いたします。

むつ運動公園野球場に放射性物質が混入したことにより、汚染された土と芝を入れかえることとし、撤去・運搬方法、撤去先等について、安全・安心を最優先に、専門家の意見を伺い、また国、県担当部署の指導、助言を仰ぎながら検討を重ね

てきたところであります。

本年1月1日には「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が全面施行されるとともに「同法施行規則」が定められたところであります。

同法によると、放射能濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下の「放射性物質に汚染された物」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「廃棄物」に該当することとし、この法律に基づく制度のもとで処理を行うこととしております。

したがって、むつ運動公園野球場整備工事に使用された混合土と張り芝については、「廃棄物」として埋立処分が可能との判断をいたしたところでございます。

しかしながら、市といたしましては、より一層の安全・安心を確保するために、環境省が示したガイドラインで規定する埋立方法以上の措置を講じて処分することといたしております。

処分場所につきましては、国、県の指導・助言を踏まえ、長期にわたる市の状態監視が行き届き、万が一の場合にも対処できる管理型処分場に絞り、検討を重ねた結果「むつ市一般廃棄物最終処分場」を選定したところであります。

また、汚染土等の入れかえ及び処理費用につきましては、当該放射能汚染が東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故に起因する損害であり、工事請負契約上は不可抗力と判断されることから、取り扱いに当たりましては、損害額を発注者と受注者が協議のうえ、双方が負担するという、国の契約事務手続に基づいた事務処理を行ったところであります。

今般、処理の方法及び損害額に係る受注者との協議が調いましたので、補正予算としてご提案い

たしております。

詳細につきましては、補正予算案の審議の中でご説明申し上げたいと存じます。

市民の皆様にご不便をおかけしておりますむつ運動公園野球場につきましては、一日も早い再開を目指して、汚染土壌等の処理を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、脇野沢赤坂地区の不法投棄事案につきまして、去る11月29日開会のむつ市議会第210回定例会に報告した後の市の対応等についてご報告いたします。

まず、環境調査についてであります。10月4日に実施いたしました環境調査のうち、ダイオキシン類につきましては、すべての調査地点において環境基準または排水基準に適合しておりました。

また、11月10日、12月1日及び1月5日に実施しております環境調査につきましては、脇野沢赤坂地区不法投棄現場浸出水の採水地点において、12月1日には溶解性鉄含有量が、1月5日には浮遊物質量が、それぞれ排水基準を超過しておりました。

これ以外の調査項目については、ダイオキシン類も含め、すべての調査地点において環境基準または排水基準に適合しておりました。

今後につきましては、継続して調査を行い、経過を観察してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、不法投棄廃棄物撤去事業についてありますが、事業着手に向け、本年度において実施設計の見直しを実施し、完了しておりましたが、去る3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震の影響等による地方交付税の大幅な削減、例年のない豪雪の影響による除排雪費用の増加など、天災を原因として、市の財政状況が悪化して

いる状況から、大変遺憾ではございますが、来年度での撤去事業着手については延伸せざるを得ないものと判断いたしました。

しかしながら、本事業に関しましては、地域住民の方の安全・安心な生活の保全のためにも必要な事業であることには変わりなく、今後財政状況の好転を待って、早期着手に向け取り組んでまいりたいと考えております。

なお、不法投棄現場の管理については、事業着手まで、これまでと同様に適切に行っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、公害対策、放射性廃棄物保管施設における安全対策及び交通問題対策に関する経過報告については、担当からご報告いたします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 公害対策に関するこのうち民生部が所管しております事項についてご報告を申し上げます。

まず、公害の発生状況についてでございますが、11月29日に開催されましたむつ市議会第210回定例会以降、2月23日現在まで公害の発生はございませんでした。

次に、河川等水質測定結果につきましては、お配りいたしました資料1、河川等水質検査資料のとおりでございますが、1ページの環境基準の水域類型指定河川であります川内川、大畑川、田名部川及び小荒川につきましては、すべての河川において基準値を満たしておりました。

次に、2ページのその他の河川の水質測定結果についてでございますが、これらの河川につきましては、特に環境基準の定めはございませんが、環境基準の水域類型指定河川、B類型でございますが、その基準と比較いたしますと、小松野川と明神川のBOD、正津川のpH、脇野沢川のSSの値が基準値を満たしておりませんでした。他の

河川は、いずれも基準値を満たしておりました。

次に、3ページの市と公害防止協定を結んでおります日本ホワイトファーム株式会社及び日本ピュアフード株式会社の排出水の水質測定結果につきましては、2社ともすべての項目において協定書に定める基準値以下でございました。

次に、4ページのアツギ東北株式会社むつ事業所の排出水の水質測定結果につきましては、すべての項目におきまして基準値以下でございました。

以上で公害の発生状況、河川の水質検査についての報告を終わります。

続きまして、毎年1回ご報告いたしております一般廃棄物処理施設に関する水質検査結果についてご報告申し上げます。

検査結果につきましては、お配りいたしました資料2、一般廃棄物処理施設関係資料のとおりでございますが、まず1ページから2ページのむつ市一般廃棄物最終処分場の放流水及び地下水の水質検査の結果は、すべての検査項目におきまして基準値を満たしておりました。

次に、3ページから4ページのむつ市一般廃棄物最終処分場周辺の井戸水の水質検査の結果は、すべての検査項目において基準値を満たしておりました。

次に、5ページから8ページの旧処分場に係る水質検査の結果は、奥内地区飲用井戸水については、浜奥内地区の1カ所において、一般細菌について基準値を上回っておりましたが、その他の検査項目においては基準値を満たしておりました。

基準を超えた地点につきましては、使用者の方に対して再検査を実施することをお伝えするとともに、飲用に際しては煮沸してから利用するよう連絡をしております。同箇所については、再検査を実施した結果、1ミリリットル当たりで零個、ゼロでございますが、基準値を下回る結果が得ら

れたことから、また周辺の調査地点では基準値を超えているような値が検出されていないことから、局所的かつ一時的なものと判断し、使用者の方に今後も適切な井戸の管理をお願いし、引き続き慎重に経過を観察することとしております。

また、7ページの浅沢川河川水については、結果が空欄となっておりますが、これは採水地である浅沢川上流部において、年間を通じて水流が見られず、現時点で採水を行うことができなかったため、検査結果を示すことができない状況となっていることによります。

今後も、継続的に現地採水を試みることでありますが、このような状況が継続する場合には、採水適地を再調査することとしてございます。

次に、9ページから10ページのむつ市川内一般廃棄物最終処分場の放流水及び地下水の水質検査の結果は、地下水の上流部でカドミウム及び鉛について基準値を上回っておりましたが、下流部及びその他の検査項目では、基準値を満たしておりました。

次に、11ページから13ページのむつ市大畑一般廃棄物最終処分場及びむつ市大畑一般廃棄物旧最終処分場の放流水及び地下水の水質検査の結果は、すべての検査項目について基準値を満たしておりました。

最後になりますが、14ページから15ページのむつ市脇野沢一般廃棄物最終処分場の放流水及び河川水の水質検査の結果は、すべての検査項目において基準値を満たしておりました。

以上、民生部が所管いたしております公害対策に関する事項についての報告を終わります。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 放射性廃棄物保管施設における安全対策について、前回平成23年11月29日の報告以降の経過をご報告申し上げます。

立入調査につきましては、平成24年2月3日に

青森県及び青森県漁業協同組合連合会とともに独立行政法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターむつ事務所への定期立入調査を実施しております。

調査結果につきましては、資料のとおり、燃料廃棄物取扱棟及び保管建屋における放射性廃棄物の保管状況に異常は認められませんでした。

なお、昨年8月8日の前回調査時点から燃料廃棄物取扱棟において200リットル黄色ドラム缶が1本ふえております。これは、管理区域内における通常の保守管理作業に伴い、綿手袋、作業衣等の廃棄物がふえたことによるものでございます。

続きまして、交通問題対策について、平成23年11月29日の経過報告以降の経過をご報告申し上げます。

まず、JR東日本大湊線問題についてであります。強風による運休等の状況につきましては、平成23年11月から平成24年1月までの3カ月間では、規制日数は30日、遅延本数は40本、運休本数は209本でございました。

次に、大湊線に係る要望活動につきましては、前回の経過報告以降ございませんでした。

2点目の下北半島縦貫道路の建設促進対策についてであります。下北半島縦貫道路に係る要望活動につきましては、去る2月5日、津島恭一国土交通大臣政務官に対し、また2月18日、樽床伸二民主党幹事長代行に対し、下北半島縦貫道路の早期完成、国道338号の整備促進について要望しております。

次に、平成23年度における工事の進捗状況につきましては、むつ南バイパス、有戸北バイパス及び吹越バイパスの3区間について、県により整備が進められているところでありますが、このうちむつ南バイパスにつきましては、軟弱地盤対策の改良工事として、終点側であります大曲の山の手側の6工区、延長約1.07キロメートルの盛り土工

事が行われております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これより質疑を行います。質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、職員の公金等着服事件についての報告に対する質疑を行います。次に、むつ運動公園野球場の放射性物質についての報告に対する質疑を行います。次に、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対する質疑を行います。次に、公害対策に関する報告の部分、続いて報告以外の公害対策に関する質疑を行います。次に、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告の部分、続いて報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する質疑を行います。その後、交通問題対策に関する報告の部分、続いて報告以外の交通問題対策に関する質疑を行います。

まず、職員の公金等着服事件についての報告に対し、質疑ありませんか。13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 職員の公金の着服が出たことは、とても残念なことですが、これ5年前からということですが、どういうきっかけで事実が判明してきたのかお知らせください。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） この発覚に至った経緯でございますけれども、本庁のほうに1月の末に市民から匿名の手紙がございました。その内容につきましては、脇野沢の職員が使い込みをしているにもかかわらず事実を隠しているのではないかと、徹底的に調査せよというようなことで匿名の手紙があったわけでございますけれども、それについてすぐ脇野沢庁舎のほうに事実関係について確認しましたところ、このことについては昨年末に把握して、現在調査中であるというような報告を受けております。

その後2月6日に脇野沢庁舎のほうから報告書が上がってまいりまして、それによりまして、平

成23年度、脇野沢スポーツ少年団のほうから13万8,000円、平成22年度はむつ市防犯協会脇野沢支部の会計から7万5,000円の着服の事実があったということ、そしてまたそれぞれの各年度においては本人から弁済が済んでいるというようなことを確認したという次第でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 特に発覚がどんどん出てきているのかわかりませんが、数年前にも大畑にもございました。やっぱり、申しわけありませんが、すべては市長の責任と思っています。分庁舎にも時には定期的に足を運んで、すべての面で目は届きませんが、やはり緊張感ある行政運営をしていただきたいなと思っております。

副市長と手分けをなさって、分庁舎の意見を聞きながら、職員の顔を見ながら、元気づけながら、またしっかりと緊張感のある運営をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） これ5年間着服していたという報告であります。やっぱりこの5年間は長いなというふうに思っております。それこそ今の答弁を聞くと、市民からの通報がなければ、この5年が、もしかしたら10年、20年となっていた可能性があるような中身であります。非常に残念です。

そこでお聞きしたいのが、この方がこの部署に何年ぐらい勤めていたのかというのをまずお聞きしたいと思います。

それと、お金を管理する方法、補助金を支払った、その領収書をきちんと上のほうに上げるとか、こういう流れがどうだったのかという、この2点ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（高坂浩二） 在任期間について

ご報告申し上げます。

今回問題になっておりますのは、平成18年度より平成22年度までの5年間でございます。

経理方法につきましては、平成22年度より手引が示されまして、それにのっとって行われておりますが、それ以前につきましては、そういう手引がなかったものですから、こういう事案が起きやすい土壌にあったとは思われます。ただ、平成22年度につきましても、先ほど市長からの報告がございましたが、現金を受領しまして、それを手引に従って管理課で一括管理している通帳に入れないで、督促されるまで通帳に振り込まないで自分で運用していたということでございますので、通常の振り込み行為があれば、担当課長及び通帳保管の管理課長がチェックすることになるので、そういう事案は起こらなかったものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） そうしますと、この職員は平成18年度に着任して、早速こういう着服という形になったということでありますから、そういう意味では本当にその職員がお金をどのように対処、支払ったかと。その支払ったことについて、管理する方がきちんとやったのかというふうな、この点検がやはり甘かったのかなというふうに思います。

平成22年度からそういう手引というのをつくったと言いますが、そこでちょっとさらに拡大してお聞きしたいのですが、こういう事案が市長は二度と起こらないようにというふうにおっしゃいましたけれども、そういう意味では、平成22年度から手引というのをつくったというのですか。この手引というのは、今はたまたま脇野沢ですけども、全市の関連の機関といいますか、そういうところにきちんと行き渡った状態に今現在なってい

るのかどうか。また、そういう意味では、大変危険な状況にあるそういうスポットというふうな部署が今現在本当はないと言えるのかどうか。そのところをちょっと市長に、きちんとそこは現状を報告してもらいたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 私からお答え申し上げたいと思います。

平成21年に発覚した事件、これを教訓といたしまして、早速準公金取扱方針というふうなものを定めてございます。これは、すべての準公金について精査いたしまして、現金による取引は原則として行わないというふうなこと、今回の場合はたまたま現金での配布ということがあったがためにこういうことになったというふうなことでございまして、この方針が厳格に遵守されていなかったというふうなことで非常に反省をいたしているところでございます。そういうことで、この取扱方針というふうなものにつきましては、すべての庁舎に遵守するようにということで申し渡しをしているところでございます。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 今の答弁だと、単純に現金の取り扱いをやめると、振り込みとかそういうのに切りかえるというだけの答弁でしたが、ちょっと私はそこは不満が若干あるのです。例えば現金のやりとりがなくなったがために、行政が今度かたくなってしまふという場面も出てくるかとは思うのです、やりづらくなるというか。ですから、現金か振り込みかというのではなくて、やはり現金でやったとしても、しっかりそれを受領した、そういう領収書をきちんと上司の方が点検すればいいだけの話なのです、渡したかどうかというのを。結局それが甘かったがために、結局個人任せだったということがあったのではないですか。きちん

ともらったかどうかという領収書を上の人が何も点検しない。だから、本人が少し長く持っていても、自分がほかのほうに流用しても、だれも文句つけないというふうな状況になったのではないかというふうに思うのです。だから、その管理体制をどうするのかと、やっぱり手引でもそのところをきちんと書かないとだめだよというのを私は指摘したいと思うのですけれども。私は現金の扱いをしてもいいと思うのです。そこはやっぱり融通がきくから、現金は。ただ、しかし受け取ったよ、払ったよという、こここのところをきちんと上の人、またその部署で点検をするという体制をやっぱりつくるべきではないかなというふうに思うのですが、そここのところのお考えをお聞きしたいし、もっと柔軟な行政をする意味でもそういう考え方は必要ではないかなと思うのですが、そここのところをお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 現金での取り扱いの方法というふうなことでございますけれども、先ほど取扱方針の中で、原則現金を取り扱わないというふうなことを申し上げましたが、同時にこの中には相互牽制、内部牽制というふうなことも定めてございます。事務処理を1人に任せっきりにしないということです。現金を取り扱う場合は必ず2人。1人でやらないというふうなことも定めてございます。たまたま今般の場合は、1人でやったがために、人に知られないで現金をそのまま着服するというに至ったというふうなことでございまして、こういう現金、どうしても現金で受領するということがございます、公金の場合も。これは、やむを得ない、行政サービス上、そうせざるを得ないというふうなこともございますので、今後現金をどうしても収受しなければいけないという場面では必ず2人、相互牽制できるように格好でやるということ、これを厳守させると

いうふうなことにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。16番半田義秋議員。

○16番（半田義秋） ちょっと二、三お聞きします。

私も商工会の会長という立場から、公金を扱う職員が四、五人います。私が常に心がけているのは、やっぱりこの公金横領、これに非常に今まで気を配ってまいりました。

それで、今までは商工会の職員は異動はなかったのですけれども、いろんな面でこういう事件が起きまして、やっぱり金を扱う職員を長年同じ部署に置いては、これはいかぬということで、四、五年前から、商工会でも人事異動を始めたのです。

今聞くところによると、5年間も金を取り扱う同じ部署に置いたということですが、金を取り扱う部署に5年間は、ちょっと長過ぎますね。やっぱりせいぜい3年がいいところ。金を取り扱わない部署なら、それは市長の判断で5年、10年でもいいですが、金銭を取り扱うところは、せいぜい3年がいいところだと思います。

それに、密告によって初めてわかったと。もし密告がなかったら、これは延々と続くわけです。これは、やっぱりこれを管理している部課長が悪い、はっきり言って。やっぱり本人に、その人に、人間というのはなかなか言いづらいです。領収書を持ってこいとか、ちょっと今通帳を見せろとか、なかなか言いづらい。けれども、これはやっぱり心を鬼にして、1週間に1回か10日に1回は、その人の仕事ぶりを精査するべきだと、私はそのように思っています。この事件を起こした人だって、最初は魔が差してやったと思うのです。それがうまくいったというより、何も問題なくいったから、ずっと恒常化してきたはずなのです。これをもっと上司が早目にわかってくれて調査してくれたら

注意で終わって、この人の人生はまだまだこれからやり直すことができた、私はそのように思ったのですけれども。やっぱり監視、これはちょっと言いづらい、その人にいろんな面で注意するのも言いづらいと思う。ひょっとすると、私を信用していないのかと言われ、お互いに気まずい思いをするかもわからないけれども。上司たるものは、常に部下の監視を怠らないように、私はそのようにしたいと思っていますけれども。市長は、こういう600人もの人を見られるわけではない。部長、課長がやっぱり見るべきであると、私はそのように思っています。だから、総務政策部長、ひとつこの点についてお答え願えるかな。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 何も申し開きができるような状況ではないと、こういうふうに私は深く反省をしております。先ほど濱田議員からもお話がございました、各分庁舎をしっかりと回れというふうな形で、緊張感を持たせろというふうなお話がございました。ただいまの半田議員も、そういうふうなことだと思います。この部分については、しっかりと取り組んでいかなければいけません。

また、けさほど臨時の庁議を開きまして、庁議メンバーに対しまして徹底的な綱紀粛正、それを申し渡しましたし、本日の本会議終了後には、課長級以上に対しまして訓示というふうな形で、本当にもう起こしてはいけないと、先般の平成21年の事件で、これをしっかりと、この信頼回復をしていかなければいけないというふうな形で、さまざまな形でこの公金、準公金の取り扱い、手引をしっかりとやってまいったところがあります。この部分について、深くおわびを申し上げ、また反省をしておるところでございます。

この市民からの通報がなければ発覚しなかったというふうな部分も、この現金の扱い方、つまり現金が手渡された、これ準公金の部分で、それを

自分で融通して、そして年度末にはこれを精算しているような形というふうなことで、なかなか発覚ができなかった部分、我々として発見できなかった部分、そういうふうなシステムの甘さ、これもありましたので、しっかりとこれは送金するなり、振り込みするなり、そういうふうな形。そして、相互牽制の中で現金の取り扱い、これを徹底して、もう二度とこういうふうな形の中でこういうふうな事件、事故の起こらないような形、体制をしっかりとっていただきと、このように思いますので、ご理解をいただきたいと、こう思います。

まことに申しわけない事案だったと、こういうふうに思って深く反省をしております。

○議長（山本留義） 16番。

○16番（半田義秋） 市長、二度あることは三度あるということがないように、市民、私の顔も三度までというけれども、もう3度目はありませんよ。しっかりと部下に対して監視、綱紀粛正をするようにひとつお願い申し上げます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

次は、むつ運動公園野球場の放射性物質についての報告に対し、質疑ありませんか。19番富岡修議員。

○19番（富岡 修） むつ運動公園野球場についてであります。これは一日も早い再開を市長も願うとともに、私もそうしております。

そこで何点か質疑させていただきます。簡潔に質疑したいと思います。

この文章を読んでいますと、廃棄物のところですが、廃棄物としてなぜ処理されるのか、まず1点目ですけれども。

2点目として、一般廃棄物最終処分場を設定したこの経緯、どのような経緯でなされたか、あとこれによって地域の住民に対しての説明をどのよ

うにしたかお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） お答えいたします。

昨年12月開催のむつ市議会第210回定例会におきまして、東京電力福島第一原子力発電所の事故由来のこの汚染された土壌の処理方法等がまだ国から示されていないということで、仮置きをせざるを得ない状況にあるとの答弁をいたしております。

その後放射性廃棄物汚染対処特措法、特措法、特措法と言っておりますが、これが1月1日に完全施行されたわけでございますが、この法の中では放射性廃棄物に汚染された廃棄物の処理と除染等、これは土壌の除染という意味ですが、の措置等について、大きく分けてこの2つが定められております。この中で、事故由来の放射性物質による低レベルの廃棄物は、ごみですけれども、廃棄物処理法の適用を受けることが明文化されております。具体的には、廃棄物処理法の適用を受けることのできる最終処分基準、これは冒頭市長から申し上げましたが、1キログラム当たり8,000ベクレル以下とされております。むつ運動公園野球場の混合土のセシウムの合計は、1キログラム当たり合計で1,890ベクレルでございますから、もし混合土が廃棄物に該当するとすれば、廃棄物としての処理もまた一つの方策ではないかと、そういう認識に至ったところでございます。

これまで、この混合土につきましては除染土壌として処理するのか、それとも廃棄物として処理するのかにつきまして、青森県の環境政策課とも協議を重ねてまいりました。このたび内野に敷設された土壌改良材と土の混合土につきましては、使用された土壌改良材そのものが一般廃棄物である、これは浄水発生汚泥と申しますけれども、これが一般廃棄物でありますことから、これは土と混合されたもので、現状では土と浄水発生汚泥

を分別して別々に処理するということが不可能でありますことから、他の側溝の汚泥等が廃棄物にされているのと同様、一般廃棄物として扱うことが可能であるという、こういう見解を県からいただいております。

また国、これは環境省のほうですけれども、に対しましても、同じ照会を行っておりますが、青森県と同様の回答を今般いただいたところでございます。

こういうような考えのもと、私どもといたしましては、これは本当にやむにやまれぬ苦渋の選択ではございましたが、長期間にわたって状態監視が行き届き、異常時に、場合によってはの話、万が一でございますけれども、素早く対応が可能となるむつ市一般廃棄物最終処分場においてほかには処理の場所はないのではないかとという総合判断に至ったところでございます。

今般むつ市一般廃棄物最終処分場の選定に際しましては、処分場周辺地域の9町内会長さんでございますが、これで構成されております奥内地域廃棄物処理施設環境対策協議会というものがございまして、この開催をお願いいたしまして、誠心誠意この中身の説明を行ってまいりました。同協議会におきましては、当然ながらさまざまな懸念が示されたわけでございますが、最終的には市政への信頼を表明していただき、この中では了承をいただいたということでございます。同協議会に対しましては、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

処分に当たりましては、入念的な処理を行うべきとの思いから、廃棄物処理法の通常の処理基準、そしてその基準を上回る特別処理基準、それ以上の処理基準で埋設処理を行うことで、さらなるより一層の安全確保を図ることとしてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 19番。

○19番（富岡 修） ただいま9町内会長の話が出ましたけれども、多分それはその町内会長の範囲だけで今現在とまっているのか、それを幅広くその町内の方々にどういうふうにし、その話が町内の皆さんに声がかかっているか、その辺ご存じでしたらお願いいたします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） お答えいたします。

住民への周知というお話でございますが、この種の処理、こういう廃棄物行政を進めるに当たっては、今回非常に特殊でございます。仮に住民説明会のような形式をとらせていただいた場合には、相当の混雑が予想されるわけでございます。行政といたしましては、選択肢として、ここの最終処分場しかなかったという事情、現実の中ではそういうふうな事情があったということでございまして、この奥内地域廃棄物処理施設環境対策協議会、これは町内会長の皆さんで構成されておるわけでございますが、この委員の皆様のご尽力をお願いしたというような状況がございます。

また、当然了承いただいた際には、工事を始める前に協議会の委員が立ち会いして、野球場の現状の放射線の測定を行うとか、現状をまず認識したいと。そしてもう一つは、これもまた協議会委員の立ち会で最終処分場への埋設後の放射線測定も立ち会いしたいというようなご要望がございますので、その旨市としては実施することとしておるわけでございます。地元の皆様には、この立ち会いを行う際には、ぜひ委員の皆様以外にもご参加をいただきまして、事前、そして事後の説明を尽くしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 19番。

○19番（富岡 修） あと1点、もう一度聞きたいのですけれども、損害賠償の件ですけれども、東京電力と、今現在どの辺までその話が進んでいる

のかお聞きしたいのですけれども。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） お答えいたします。

昨年の9月13日付でこの東京電力株式会社へ損害申し立てを行ってございます。10月15日には、当市の申し出を東京電力のほうで受理をいたしておりまして、今後国が設置した原子力損害賠償紛争審査会が策定する補償に関する指針というのがございますが、これに沿って、基づいて補償に関する手続が決まり次第通知するという向こう側の回答内容でございましたが、その後何度か連絡をとってございますが、回答は同じ内容となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。5番川下八十美議員。

○5番（川下八十美） むつ運動公園野球場の放射性物質についての市長の報告がございまして、この中に補正予算の審議の中で詳細をご説明申し上げるというご説明がありましたものですから、その中で出てくるのかもしれないけれども、せっかくの質疑の機会でありますから、2点ほどお伺いしたいと思います。私の提案も入れながらお伺いしたいと思うのですが、いずれにいたしましても、私も12月定例会でこの問題について一般質問をした経緯がありますものですから、一日も早く解決の方向が見出されたということに対しては、これはうれしく思います。

そこで、むつ市の一般廃棄物最終処分場にこれを定めたということなのでございますけれども、きょうの報告にもありますように、旧処分場から出る排水、井戸水の関係でも、浜奥内地区は非常に細菌のあれが高いという結果報告が出されております。と同時に、あそこには今泉川というのがありますが、この上流は私の出身地である二又部落の二又川があるのですが、ここはヤマメとか

イワナが雪解けになると釣り人を楽しませる川があります。最近、全然そのヤマメ、イワナも上ってこないという状態があります。これが旧処分場や、あるいは今の一般廃棄物処分場が原因かどうかということは、これは別問題でありますけれども、しかしそれは考えられる。となれば、この土を措置する方法、聞くとところによるとシートを敷いて、管理型ですからシートは敷いてあるわけですね。さらにシートを敷いて、放射線を含んだ土を、今度は覆土するわけでしょう。私が言いたいのは、その覆土の土は、放射性物質を含んだ土を覆土する土は、どういう土を使って覆土をされようとしているのか、ここところを、この手法をお聞きしておきたいと思うのです。その部分については、次に私が提案します。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） お答えいたします。

この特措法によりますと、本来であれば廃棄物と同様の取り扱いでよいということは、一般廃棄物を埋設する場合には、例えば廃棄物を置いた後に覆土、通常の土を重ねるわけですが、今般はそれ以上の措置といたしまして、さらにシートでくるんだうえで覆土すると。これは、50センチの覆土を予定しておりますが、覆土については当然ながら、これは放射性物質が入ったものではまずいわけでございますので、従来の通常の覆土に使っております土がございまして、そういう土を予定してございます。さまざま覆土材というのがございまして、要するに通常のスタンダードな形の覆土材というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） これは、普通の残土では私はだめだと思うのです。なぜかという、やっぱり放射能を含んだ土ですから、少なくとも放射能

を防ぐ土、これはあるのです。

そこで、どこの土を使うかと思っているのかわかりませんが、これはちょっと横道にそれますけれども、隣に大曲の佐々木肇議員がいますけれども、横道にそれます。あそこにサルケというのがあるのです。これを使うというのではないです。発想の転換というのは、私は今この土の問題で言いたいですけれども、あのサルケは、市長も農免道路を走ったことがあると思うのですが、あそこは大曲、非常にでこぼこがある。あれは何が原因かという、サルケが原因なのです。あのサルケは、本当に余しものなのだ。ところが、あれを私は今から10年ぐらい前に名古屋に送ったことがあるのです。それはどういうことかという、港に油が浮くのです。その港にあのサルケをあれると、油を吸収するのです。そして、それを燃料にできる。そういうことで、発想の転換をしなければいけないということは、立派な土があるのです。それは何かという、二又山に粘土土、昔はくどをつくる粘土土があるのです。ところが、今中村正志議員から、専門ですから聞いたのですが、電線を配線するときに、碍子というのがありますね、白い電柱の。この碍子、いわゆるあれは電流を伝わらせないのです。それをつくるのが、あの二又山にある粘土土なのです。日本原燃は、あそこから持って行って碍子をつくって供給しているのです。あれは放射能を防ぐのです、あの粘土土が。ですから、これは今二又山にできた青森クリーンさんの部分にもありますが、立・農業委員会会長がおりますけれども、共有地の中にもあるのです。ですから、9つの町内会長さん、協力すると言っておりますから、この土をやっぱり覆土に使うようにすると放射能を防ぐことができるのです。うそではありません。やっぱりこういうことをして、住民に安心をさせる方法を考えないと、私は市としては普通の土で覆土するということではなし

に、何ぼシートをさらに敷いて、さらにそれにくるんだものの上に覆土するというだけでなく、土そのものをやっぱり研究して、放射能を防ぐ土を、50センチでもいいですし、それだったら恐らく半分で済むかもわかりません、その土であれば。こういうことをやっぱり考えて、住民に不安を与えない、安心して住民が生活できる。今でも本当は心配なのです、旧処分場の跡の排水の関係で。ですから、これからさらに放射能を含んだ土を埋めるわけですから、もっともっと町内会長の形がよしとしただけではなしに、私はそういう方法を考えるべきだと、こう思いますけれども、大して予算はかからないです、どうですか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） お答えいたします。

まず、この土をかぶせるということにつきましては、うちのほうでは特措法の中の特別処理基準というものよりもさらに上の50センチを使うわけでございます。むしろ30センチでも、この放射線は全く遮蔽されるという理由がその裏にはあるわけなのですけれども、それでもうちのほうとしては、万が一、万々が一を考えた場合は、周辺住民の皆様様の安心、安全ということに照らして考えた場合には、さらにそれに20センチ上乘せするということで、完全に放射線を遮蔽するという立場をとってございます。

また、議員先ほど粘土質というようなお話をしておられましたけれども、このセシウムの性格上、むしろ粘土質の土には吸着しやすいという性質も持っておりますので、その辺のところは使う土については、もちろん議員のお話を、これは参考にさせていただきまして、どのような種類の土を使うかにつきましては、今後検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） これむつ市にも地質学者がいるのです、名前は言わないけれども。田名部高校出身の立派な地質学者がいる。また、一般の人でも、そのことを研究しているのです。地質学的にも、それは可能だと言っているのです、私の知っている人でも。だから、やっぱりそういうものを、新しいものを使って、そして覆土することによって、もっと住民は安心できると、こう思いますから、真剣に研究してください。要望しておきます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。12番 齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 運動公園を使用したいのに使用できないという日が長く続きまして、やっとある程度のめどがついたなというふうに思っておりますが、今のこの作業を実施した後ですが、野球場はいつから使えるようになるのか、どのように考えているのか、お知らせ願いたいと思っております。

そして、野球場を指定管理する団体に芝の管理が必要だということで、指定管理料の上積みをしております。去年、ことし、その使えない期間によっては、その増額した指定管理料の扱いも検討しなければならないと思っておりますが、そのところがどのようになっているのかお知らせください。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） お答えいたします。

いつごろからむつ運動公園野球場が使えるのかというお尋ねでございますが、当然ながら工事に際しましては、雪解けを待つということになるかと思っております。したがって、この雪解けの状況にもよりますが、来年度のいつというようなことは、まだここでは言えない状況でございます。その雪解けを待つて搬出して、そしてまた新たな芝を植えると、芝の根の活着というものがございまして、これも自然条件ではかなり長くなることも考えられるし、また気候次第では早くなる場合も

考えられますので、まだまだいつからというのは、この場、現時点ではお答えできないと。希望としては、シーズン中にはできるだけオープン、使用できるようにしたいというような思いでございます。

また、指定管理の関係についてでございますが、ご承知のとおり指定管理と申しますのは、3年間を1単位としてございます。その間の歳出の増減というのは当然あるわけでございます、単年度当たりにもあるわけでございます。それは最終的には、仮に経費としてかからなかった部分については、また後年度の経費、逆に経費負担が予定よりかかるという部分がございますので、そういうような増減の、3年間の中での増減調整の結果で全体的な決算が出るというふうに考えておりますので、完全にこれは必要ないと、将来的にはその経費は要らないということになれば、またその時点で協議をさせていただくことになろうかと思いません。

以上でございます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。15番 中村正志議員。

○15番（中村正志） 何点かだけ、補正予算の審議の中でというふうな文言もありましたので、余り細かくならないように、ちょっと理解できないというか、わからない部分だけ質疑をさせていただきたいと思えます。

損害額につきましては、発注者と受注者が協議のうえ双方が負担するということですが、これは具体的にはどういうことなのか、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） お答えいたします。

不可抗力により損害が発生した場合には、当然ながら工事請負契約書の規定によって取り扱うわけでございますけれども、今般の契約書の場合は、

第29条に不可抗力による損害というものが規定されてございます。この規定によりますと、工事目的物の損害を受けた部分の復旧に要する経費、もとどおりに戻す経費と、それと今回の場合は処分経費というのがございます。これが復旧の経費ということになっているわけでございます。

この契約条項によりますと、損害額の合計額の、これ請負金額の、当初の請負金額の100分の1を超える額を発注者、市側が損害負担金として受注者、施工業者にですけれども、支払わなければならないとされております。そのほかに、先ほども市長からお話ししましたが、国の事務手続、国からこういう場合の事務手続というのは示されてございますけれども、損害負担金の負担額を決める際には、これと先ほどの100分の1を超える額に加えて施工業者さんとの協議を行いなさいと。協議をしたうえで、その額を決定しなさいということになってございます。今般は、受注者のほうからは、これは確かに不可抗力ということのだけれども、結果的に市民の皆様の楽しみと申しますか、スポーツの機会を奪ってしまったというようなこと、野球場の利用者に迷惑をかけたという、そういう思いから、企業の理念、それに基づく社会貢献ということで協議に応じていただきまして、その旨のご負担をしていただくというような協議の内容になってございます。今回は、その協議がまとまったことを受けて補正予算として提出してございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 余り補正予算のほうの数字には入りたくありませんが、補正予算書に盛られている額での協議がまとまったというふうなとらえ方でよろしいのでしょうか。もしそうだとするならば、大分企業理念が高くて、市側の負担が少ないというふうに感じてはおりますが、

まずその部分。

あと、これやはり不可抗力だと思うのです。先ほど来議論もありましたが、賠償等が決まった場合、この今回の負担額で双方が負担した部分の補てんというようなものも可能になるのでしょうか。2点お願いします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 議員お話しのとおり、協議に基づいた金額を補正予算として提案しております。

2点目、予算書に示した金額は、損害の協議に基づく金額でございますが、損害額ということでは、それより上の金額ということになってございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） そうしますと、これからの話なのでしょうけれども、その損害額がそれ以上の金額であって、それを受け取ることができたとした場合に、今回の部分についての補てんなり、そういうふうなことはできるのでしょうか。要は市側、あるいは受注者側がこうむった損害をそれで穴埋めすることができるのかどうか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 完全に穴埋めできるかどうかというようなお話でございますが、もちろん受注者といたしましては、その分身を削ったというのも当然あるわけでございますので、すべて完璧に補てんしたということは言い切れないとは思いますが、あくまでも受注者の理念に基づいての協力という立場の協議でございましたので、その辺はご理解をいただきたいと思えます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 今回のこの放射性物質の取り扱いですが、まず最初に言いたいのが、やっぱり国だとか東京電力の対応が遅いために、結局各自

治体でこういう問題が起きたのに対応しなければならぬというふうな現状になっているかと思えます。本当にもっと早い対応を国とか東京電力に求めていきたいなというふうに思っております。

そこでお聞きしたいのが、私は当初からこの汚染土については返却するべきだというふうに主張しておりました。そこで、今まだ国のほうは後手後手に回って、これからまたどういう対応策を考えていくかわからないのですが、これもし全部この最終処分場に置いて覆土してしまって、その後例えば国のほうで処理施設が一応手当てできたと、そういうふうな汚染土があったら、ここに運んでもいいよとかというふうな場面がもし出てきた場合、埋めてしまったのをまた掘り出してというのがもう不可能になる形だなどというふうに思っているのです。そういう意味では、そういう場合にも対応できる形で袋に詰めて、それこそ仮置き、こういう形が今の場合最もベストではないのかなというふうに思うのですが、そのこのところの国の今後の動向も予想しながら、とにかく埋めて覆土してしまうというやり方は、それこそずっともうここに置いてしまうという考え方ですから、そのこのところはそれでいいのかどうかと。やっぱりあくまでも返却するという立場で対応するべきではないかなと思うのですが、そのこの考え方をお聞きしたいなというふうに思います。

それと2点目ですが、やはり住民説明、9町内会長さんの協議会に説明したということですが、地域住民の方、やっぱりこういう方々に集まってもらって、もう放射性物質をそこに置くわけですから、本当に誠心誠意説明を尽くしていくべきだと思いますが、このこのところは再度答弁を求めていきたいと思えます。

それと、このこの最終処分場、たしか運動公園野球場のあの土は、10トントラック23台分でしたか、その量を置いても、まだどのくらいあと余裕があ

るのかというか、それを置いてしまったら、この処分場はもう満杯になるのか、そこら辺もちょっと含めてお聞きしたいなというふうに思います。この管理型処分場ですが、この処分場は下のほうにビニールを敷いているという形の処分場だったでしょうか。同じビニールでも、例えば5センチのビニールとか10センチぐらい、それとも数センチとか、いろいろ管理型処分場があるのです。または、下のほうにきちんとコンクリートをやって処分しているというふうなものもあるのですが、そのところ、この管理型の処分場がどういうレベルなのかというのちょっと確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） お答えいたします。

まず、返還ということがございましたが、今、日本全国を考えますと、災害地に対しますボランティアもそうですけれども、むしろ災害地域のそういう廃棄物を、例えば東京都もそうですし、自分のところで処理しようという互助の精神が働いているわけでございます、同じ日本人として。そういう中にありまして、実際は被害を受けましたこの土というものは、宮城県のほうから持ってきておりますけれども、被害を受けた地に対して、またうちのほうが返還するというのは、これは同じ日本人、同じ東北人としていかなものかなということもございますし、むつ市では市のできる範囲で対応したいという思いでございます。

もう一つは、仮置きにしたらどうだというようなお話がございましたが、市といたしましては、今回特措法の施行に伴いまして、その法の施行下での処理でございますので、仮にという言葉は、特措法がどう変わるかわからないというようなことでございますが、現段階では現行法の中で対処せざるを得ないというようなことでございます。

もう一つ、地元説明会ということでございますが、先ほども若干触れさせていただきましたが、今回の処理というのは、現実のこういう環境の中で、どこに処理をするのかということをいろいろ選択したわけでございます。その中で、選択肢としてはむつ市一般廃棄物最終処分場しかないという、そういうような中で、地元の皆さんは、市民の皆さんもそうですけれども、放射性物質を含んだ土というものは、当然ながらどなたでも拒否されることだと思います。その中で地域住民の皆様、当該地域につきましては、この奥内地域廃棄物処理施設環境対策協議会というものがございまして、その中で説明を尽くし、この中でこの協議会を構成されております町内会長さんのご尽力をお願いしたいと、そういう立場での説明をしてまいりました。

また、その復旧工事に当たりましては、現状を視察するとか、埋設後の放射線測定というものを今後予定されておりますので、地域の皆様にはこの際もできればお声がけをして、現状を私どもの話だけではなく、目で見て確認していただいて、事後についても説明を尽くしていきたいと、こういうふうに考えております。

また、3点目の最終処分場の構造の話もさされておりましたが、大変申しわけございませんが、確かに最終処分場はゴムシートで敷かれております。そのゴムシートが物理的に何センチのものとか、その辺の構造的なものについては、今ここでお話しできる資料をちょっと持ち合わせてございませんので、議長の許しをいただければ、後ほどお届けしたいなというふうに考えております。

容量につきましては、それも大変申しわけございませんが、まだ十分な容量はございます。それをもって最終処分場が満杯になるとかというものではございませんので、それも先ほど同様、後ほど資料をお示ししたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。9番東健而議員。

○9番（東 健而） 大分質疑が出そろったようでございますので、私はここにある土の前に、運んできた土の対処方法について質疑いたします。

福島県からこっちに運んできたわけなのですが、運んできたときには除染対策がなかったのか。それから、その業者はむつ市の業者で、従業員もむつ市の従業員だったのか。だとすれば、その被曝検査などがやられていたのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） お答えいたします。

この土、土そのものではございませんが、この土にまぜる浄水発生土、これは宮城県の場合は川の水をせきとめて、そしてそれを、ごみ類を沈殿させて飲料水をつくっているわけでございますが、その沈殿した物質でございます。通常は一般廃棄物として取り扱われるものなのですが、このたびは土とまぜて混合土として使用されたものでございます。

これは、ご承知のとおり福島第一原子力発電所から距離にして100キロ以上離れたところの宮城県のものでございますけれども、当初国においてもそうでしたが、原子力発電所周辺については当然ながら汚染物質が降りそそぎ、土壌の汚染とかその他のものについても汚染が考えられていたわけですが、これがわかりましたのは3月11日の地震から2カ月以上経過してからでございました。そもそも浄水汚泥がつくられている場所は、何回も言いますけれども、百数十キロ離れたところでございまして、当然ながら福島第一原子力発電所の周辺として警戒している地域ではなかったという事情がございます。そしてその後、ホットスポットとよく言われておりますが、大分遠

い土地に放射能汚染が実は広がっていたのだというのが後にわかったわけでございます。宮城県の企業局でございますが、当然ながらそういう状況も知る由はないという中で、既に浄水汚泥というのは流通の経路に乗っておりまして、むつ市としても、また業者さんといたしましても、それを事前に阻止するという手を打つ手段すらなかったというような状況でございますので、なかなかどなたかに責任をとるというようなことにはいかない。契約書で言っている天災等の不可抗力に当たると、そのような判断をいたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） 被曝対策がちょっと抜けていましたけれども。

私は、運んでくるとき、この放射能を含んでいたかどうかということはわからないで積んで何時間もここまで運んできたと思います。それで、その従業員の方々が幾ら低レベルの廃棄物といっても、今の世の中はこの放射能に対するアレルギーというのが日本全国行き渡ってしまっていて、幾ら少なくとも、何時間も同じ車に乗って、このむつ市まで来ているわけです。だから、その被曝量を測定しましたかとか、車なんかも、おろした後、このむつ市内を走り回っているのではないですか。そうすれば、市民が何も知らないで、その車のそばへ行ったりすることもあるわけですよ。こういうふうな目に見えないところの対策はどうなっているのでしょうか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） お答えいたします。

この搬入の方法と申しますのは、業者さんがコンパックといいますか、ああいう袋に入れて搬入して、現地で混合したというふう聞いております。

また、この放射性物質が健康にどのような影響があるかということでは、あくまでもこれは国際基準の中では1年間浴び続けた場合、これは1ミリシーベルトを超えてはだめだということになりますので、こういう話をすると、しかられますけれども、仮に携わる人が例えば1週間とかかけて運んで来て、すぐそばにそういう浄水汚泥があったということでは、この1年間を通した被曝基準といえますか、それには及ばないものというふうな認識をしてございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） 大体の説明で納得できましたけれども、これからこの土を最終処分場まで運ぶということになると思いますけれども、その場合には除染対策みたいなものを十分しながら対処してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。7番村川壽司議員。

○7番（村川壽司） この話を聞いて、地域の人たちは本当にほっとしていると、そう思います。この事後処理をよろしく願います。

それで、この事件が起きてから、途中地域の人からも、自分たちで測定できる機械を簡単に貸してもらえないものかという話も出まして、役所と交渉してみたのですが、その測定する機械というのは相当高いもので、50万円前後ですか、入札で何か購入したという話を聞いて、公的などころを測定するには可能ですが、一般の人が自分の家の周りを測定するにはちょっと無理かなというお話も聞きまして、これからは必要ないかと思いますが、ある程度は1年、2年くらいは随時測定して様子を町内の人に報告するか、そういう形をとってもよろしいかなと、そう思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 測定についてでございますが、運動公園周辺ということでは、従来より定期的な測定を実施して、ホームページ等にも掲載してございます。当然ながら搬出した後もある程度の期間は測定箇所は、これは減っていくと思いますが、ある程度の期間は放射線の測定はしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

次は、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対し、質疑ありませんか。15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 報告に対しまして、その数値だとかそういうような部分については質疑はないのでありますが、この事業着手が来年度ではやらずに、延ばさなくてはならなかったというふうな報告でございます。その下には、「本事業に関しましては、地域住民の方の安全・安心な生活の保全のためにも必要な事業であることには変わりはない」というふうに言っておるのでありますが、なかなか事業着手が進まないということで、またその理由として財政状況の悪化というふうなものを上げておりますが、今の運動公園の対応と、この赤坂地区の対応について大分温度差があるなというふうに思いますし、これだけ必要な事業と言っているのであれば、来年度行う事業の中で延ばせるものを延ばして、これに着手するべきだと思うのですが、随分そういうふうな判断の中で優先順位が低いと思うのですが、そのあたりについてはどういうことなのでしょう。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 優先順位の低さというふうなことではないと、私はそういうふうに考えております。今、つまりあそこの部分では、矢板をし

っかり組んで、まず水の流出、これを防止し、そしてそれにはシートをかけて、キャッピングと申しましたでしょうか、そういうふうな形で完全に封じ込めをしているわけでございます。この部分において水質調査等も実施しております。そういうふうなところをまずしっかりと、ほかの、その域外に影響のないような形でしっかり管理をしようというふうなことで取り組んでおまして、決してそれをないがしろにしているわけではございません。

今回も後ほどご審査いただくわけでございますけれども、当初予算の中でシートの交換だとか、そういうふうな部分、そしてまた水質調査、こういうふうなものも予算に計上させていただいてご審議をいただくわけでございますけれども、この部分においてはやはり多額の、1回手をつけてしまうと非常に数億円というふうな形にかかるわけでございます。やはりその財政状況をしっかり把握しながら、延ばせるところは延ばしていこうというふうなのが本音でございます。そういうことでご理解をいただきたいと、このように思います。

域外には、そういうふうな形で、悪影響が今のところ封じ込めに成功していると。しかしながら、シートの部分で劣化しているところは交換をしなければいけない、そういうふうなところがあります。撤去の方針は、一向にいささかも揺るぎございません。財政状況を見ながら、これは多分2カ年か3カ年の中でこれを解決していかなければいけない事案でございます。この部分については、時期を見る、今きちんと財布の状況も見ながら検討を重ねているということでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

次は、公害対策に関する報告の部分に対し、質

疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の公害対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

次は、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

次は、交通問題対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 交通問題対策に対する経過報告の2番の下北半島縦貫道路の建設促進対策についてお尋ねいたします。

今年度におきましては、要望活動と、また工事の進捗率が示されておりますけれども、2月1日の暴風雪による交通の麻痺は、皆さんも身にしみて感じていらっしゃるのだと思います。行政の一番の目標というのは、市民の生命、財産、そして安全安心を守ることだと市長もいつもおっしゃっておりますけれども、この下北半島縦貫道路は、きょうの新聞にもありましたけれども、私たちの食料を運ぶためのまた道路でもありますし、鮮度のよい魚、そして野菜を運ぶ、また産業のための道路でもございます。また、原子力発電所事故等に関しましても、もし事故が起きたらどうするのだろうかという不安も市民の皆様にも広がりました。原子力発電所に関しましては、そういう産業に関しましては経済の振興のためにこの地域も受

け入れているわけですが、やはり事故が起きたときに、市民の命を守るために、まずはこの安全安心を確保してから事業を進めていただくというような、やはりどちらも前市長さんから受け継がれた事業でございますけれども、宮下市長におかれましては、まず優先は何かということをもう一度ご認識なさって、この道路を建設関係の方の全総力を挙げて、まずは道路をつくっていただく。そして、エネルギー、原子力施設に関しては、それから進めていただくというような一つの交渉の仕方もあるのではないかと思いますけれども、市長にちょっとご答弁をお願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 濱田議員お話しのように交渉の仕方としては、そういうふうな考え方もあろうかと思えます。そういうふうな地域、また自治体、そういうふうなところもある由をちょっと、寡聞でございますけれども、お聞きはしております。しかしながら、この下北半島縦貫道路、これはもう長年取り組んできた事案でございます、かつてB/Cというふうな形の中で、こういうふうな地域高規格道路が必要なのだろうかというふうな形で、かなりコンクリートから人へというふうな中でも、そしてまたB/Cの部分でも、さまざまな形の中で非常に逆風が強うございました。しかしながら、今回の2月1日、2日のあの部分、そしてまた原子力発電所の避難路の部分、かつては私も議員をやっていたころ、1期目、そのあたりのころは、避難路というふうな表現は使うなど、使ってほしくないというふうな要望先のお話でございました。しかしながら、それが避難路というふうな形でしっかりと光が当てられて、そしてこれが基幹道路であるし、そして国道338号、国道279号、この部分との要するにくしの歯となっていくような迂回路、そういうふうなことの大切さも2月1日のあの暴風雪、その部分の理解はかな

り深まってきていると。これを機会にもっともつと議会ともどもお力をいただきながら働きかけをしていく必要があると、このように認識をいたしております。

そういう意味では、ことしもお正月明けからさまざまな形で関係機関等にも要望を重ねておりますし、また議会からのお力もいただきながら、各政党、そして内閣、政府、それに対しては、この部分についてはしっかりと取り組むようにというふうな形、要望しておりますし、そちらのほうでも認識度がかなり変わってまいりました。下北半島縦貫道路、そしてまた国道279号、そして国道338号の西通り方面、そういうふうな部分が非常に認識が深まってきているというふうな感触は持っておりますので、この機に一気に進めていく必要があろうと、こういうふうな思いでこれからも取り組んでいきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） この件に関しては、追い風が吹いているなということを感じております。議員100%市長の側に立ってバックアップしておりますので、進めていただきますようよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の交通問題対策に関するることについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4 市長施政方針

○議長（山本留義） 次は、日程第4 市長施政方針を行います。

市長から施政方針の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） むつ市議会第211回定例会の開会に当たり、平成24年度の市政運営に臨む所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

初めに

昨年の市長選挙において、市民の皆様方からご信任をいただき、2期目の市政運営を任されてから、はや7カ月余りが過ぎようとしております。

むつ市第14代市長としての1期目4年間は、「まちづくりの主演は市民の皆さん」という私の市政運営の基本方針のもとに、多くの市民の声を市政に反映させるためのさまざまな手法を展開するとともに、地域におけるすぐれた1次産品を誇りを持ってPRする「むつ市のうまいは日本一」プロジェクトを推し進めるなど、7つの公約を柱とした施策に積極的に取り組んでまいりました。

また、懸案でありました「赤字財政からの脱却」と「庁舎移転」についても議員各位を初め市民の皆様のご理解、ご協力を賜り、1期目の成果として評価をいただくことができたところであります。

2期目の市政運営に当たりましても、その基本とするところが変わりはなく、これまでの4年間で築き上げてきたものをさらに進め、深め、「ネクスト50へのさらなる飛躍」、「希望のまち・むつ市」の実現を目指してまいる所存であります。

さて、昨年3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波により東日本各地に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から、間もなく1年を迎えようとしております。いまだに多くの被災者が仮設住宅での不便な生活を余儀なくされるな

ど苦難を強いられておりますが、一日も早い復興を心から願うものであります。

この震災を境に、私たち日本人の価値観に微妙な変化があらわれてきたと感じております。すなわち、日常において当然のように使うことのできたエネルギーの大切さ、家族や地域といった身近なコミュニティに対する意識、「絆」という見えない強い力など、多くのものを見詰め直す機会となりました。忘れかけていた「支え合う」という人間社会を保持する根源を改めて心に刻んだ1年であったと思っております。

また、去る2月1日夜から2月2日にかけての猛吹雪による国道279号の大規模な交通障害を初めとした幹線道路等の渋滞は、自然の猛威の前にはなすすべのない弱さを露呈した出来事でありました。車両を利用できない環境下での状況把握など今回の事象への対応を精査し、今後に向けた検討が必要であると認識しております。

産業面におきましては、一昨年の高水温によるホタテの大量へい死等により、地域の基幹産業であります水産業は大きな打撃を受けたところでありますが、関係各方面のご尽力により徐々に回復傾向にありますし、観光分野におきましても、東北新幹線全線開業による効果を十分感じ得ない中での震災発生により、この地域のみならず東北地方への観光客が大きく落ち込みましたが、これも徐々に持ち直しの様相を呈し、全線開業効果を引き出す環境が整いつつあります。

一方、震災の影響による資材不足や施設の安全性の確認等により中断しておりました「リサイクル燃料備蓄センター」の本体工事につきましては、事業者から雪解けを待って工事再開に動き出すとの説明があったところであり、長く低迷を続けております地域経済に刺激を与えてくれるものと期待するところであります。

我が国においては、エネルギー資源のほとんど

を国外に依存しており、その安定的な資源確保が重要課題の一つであります。脱原発という声もありますが、過去のオイルショックの経験等から、石油等化石燃料のみに頼ることは避けなければなりません。今まさに石油輸入の大きなウエートを占める中東地域の政情不安は大きくなりつつあるとともに、再生可能エネルギーにしても安定性や供給量に課題があり、今後の技術革新を待つ必要があります。

このような状況の中、日本の経済、産業そして社会全体を支えるには、原子力も含め、再生可能エネルギーや石油エネルギーなどのベストミックスにより必要なエネルギーを確保していくことが重要であると考えているところであります。

国の景気動向と地域経済の動きが必ずしもパラレルに移行するものではありませんが、最近の報道においては、国内の多くの大手企業では業績の落ち込みが避けられないという状況にあります。

ギリシャから始まった欧州の金融財政危機を背景とする長期にわたる円高や国内メーカーの生産拠点を抱えるタイの洪水被害などがその誘因となっているものであり、震災からの復興需要を背景とした比較的高目の経済成長率が予想される我が国経済にとって、世界経済が失速すれば景気の腰折れが避けられないことから、第2のリーマン・ショックに発展しないよう欧州各国の最善の対応を期待するところであります。

また、経済分野での大きな課題の一つとなっているTPP、いわゆる環太平洋連携協定への参加問題についても、賛否両論、国内を二分する議論の中にあり、識者の間でもその評価については意見が分かれております。

当地域における1次産業分野にも影響する問題として、今後の推移を注意深く見守っていかねなければなりません。

一方、国内では都府県と政令指定都市などとの

二重行政の解消を論点とした動きが活発化しており、大都市圏の首長らの率いる地域政党が既存政党との連携を模索するなど、地方と国とのかかわり方も混沌としている状況にあります。

行政を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や多様化、そして増大する市民ニーズへの対応などにより大きく変化しており、これまで行政が担ってきた役割のすべてを担い続けることは極めて難しい状況となっておりますが、停滞することなく、さらに充実した行政サービスを提供していくためには、市民やNPOなどと行政とが協力し合い、まちづくりを進めていく「市民協働」が大きな役割を果たすものと考えております。

市民と行政がそれぞれの役割を明確にし、相互の理解と信頼のもとで目的を共有し、連携・協力しながら地域の課題を解決していくためには、市職員の意識改革はもとより、市民の皆様にも市政に興味を持っていただかななくてはなりません。

市民協働の場に参加しやすい環境をつくるためには、わかりやすい行政情報の提供が不可欠であり、今年度、全戸配布いたしました「なかみの見えるむつ市の予算」、「わかりやすいむつ市の決算書」などとともに、今後も情報提供には工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

このように、「まちづくりの主役は市民の皆さん」という私の基本理念をさらに強く推し進めることを平成24年度の市政運営の柱の一つとしながら、前途多難な道ではありますが、明るい未来のある「希望のまち・むつ市」の実現に向けて、勇往邁進してまいり所存であります。

予算編成

次に、新年度の予算編成方針についてご説明申し上げます。

平成24年度における国の地方財政への対応については、通常の収支分と東日本大震災分を区分して整理することとし、通常収支分については、財

政運営戦略に基づき定める中期財政フレームに沿って、社会保障関係費の自然増や地域経済の基盤強化などに対応する財源を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額を、平成23年度地方財政計画と実質的に同水準となるよう確保することを基本として所要の対応を行うこととしております。

当市の財政状況についてであります。平成22年度決算において、平成10年度から続いてきました一般会計の累積赤字の解消を、計画より1年早く達成できましたことは、財政健全化に向け大きく前進したものと確認しているところであります。

平成23年度の決算見込みにおいては、今冬の豪雪により除排雪経費が過去最高となる10億円を超える見込みであることや地方交付税の伸び悩み等により、黒字の確保が非常に厳しい財政状況にありますことから、さらなる内部経費の節減、事務事業の一部執行留保及び市税等一般財源の確保に努めているところであります。

平成24年度の予算編成は、固定資産税の評価替え等に伴う市税の減収や普通交付税等の一般財源の減少が見込まれる中において、市税等の徴収率の向上、遊休資産の売却等により歳入の確保を図る一方、歳出では、退職者の一部不補充、内部管理経費の縮減及び健康診査に係る経費やインフルエンザ等各種予防接種費用の助成等、市民生活に密着したソフト事業を実施するための電源立地地域対策交付金の有効的活用を図りながら年々増加しております財政需要に対応いたしております。

また、引き続き川内、大畑及び脇野沢の3診療所の不良債務解消に努めるとともに、年度内における不測の財政需要にも対応できるよう財政調整基金への積み立ても確保したところであります。

来るべき本格的な地方分権の時代に備え、財政健全化の足取りを確たるものとし、市民協働・参

画によるまちづくりを推進しながら、医療・福祉・教育の充実、産業の振興、雇用の創出・拡大及び防災対策といった諸施策に意を用い、「希望のまち・むつ市」の実現に向けて「持続可能な財政運営」、「ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍」及び「市民協働・参画の社会づくり」の3つの柱を基本に据え、予算を編成したところであります。

この結果、平成24年度むつ市一般会計予算の総額は、327億6,400万円と今年度に比べ18億3,600万円、率にして5.3%の減として編成したものであります。

主要施策

それでは、3つの柱に沿って、新年度の主要施策についてご説明申し上げます。

1. 持続可能な財政運営

まず、1点目、持続可能な財政運営についてであります。

当市の財政状況は、赤字を脱却したばかりで今冬のような大雪による除排雪経費の大幅な増加に耐え得る体力はまだついていないのが現状であり、加えて臨時財政対策債への振りかえ分も含めた普通交付税が減額傾向となっている中では、平成23年度決算見込みにおいて、黒字財政を維持することが非常に厳しい状況となっております。

今後の財政運営についても、大畑、川内及び脇野沢の3診療所の不良債務の解消、脇野沢地区における不法投棄廃棄物の撤去及び平成27年度以降の普通交付税における合併特例措置の段階的減少等、乗り越えなければならない課題を抱えております。

このような状況を踏まえたとき、直面しております除排雪経費のような不測の支出を含めた財政需要にも柔軟に対応でき得る、持続可能な財政運営を推進することが、むつ市の市政を預かる者としての使命であり、義務であると認識していると

ころであり、平成24年度予算においては、引き続き退職者の一部不補充等による人件費の抑制、プライマリーバランスに留意した起債の借入れ、内部経費のさらなる縮減等により歳出の抑制を図るとともに、市税等一般財源の確保、電源立地地域対策交付金の効果的活用、遊休資産の活用等歳入の確保に努め、一步一步着実に財政基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

2. ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍次に、2点目、ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍についてであります。

(1) 災害に強いまちづくり

初めに、災害に強いまちづくりについてですが、昨年発生した東日本大震災における地震・津波・原子力発電所事故による被害にかんがみ、防災への取り組みは待ったなしの状況にあります。

災害時の緊急情報等を迅速かつ正確に市民に周知するため、防災行政用無線の整備を進め伝達機能の強化を図るほか、災害時の対応用として、小・中学校に発電機、投光器等を整備することとしております。

また、各町内会等を単位とする自主防災組織の設立促進を図り、「公助」と連携した「自助」と「共助」による「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域のきずなと防災力の強化に取り組むとともに、原子力災害に対する避難体制等の防災対策を広域的な視点に立って検討を進めていくこととしております。

(2) 産業の振興及び雇用の確保・創出

次に、産業の振興及び雇用の確保・創出に係る施策についてであります。

○「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業

まず、「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業についてであります。この事業は、

私が1期目から掲げた重点分野の一つであります。これまで地産地消運動を柱に、フェア及び協力店感謝祭の開催、新商品の開発に対する助成など、市内協力店の支援を仰ぎながら、地元製品の積極的な消費推進により第1次産業の振興と地域経済の活性化に取り組んでまいりました。

昨年3月に東京都江東区にある亀戸香取勝運商店街の一角に、元気むつ市応援隊の応援プロデューサーが手がけるアンテナショップ「あおもり物産ショップ・むつ下北」がオープンし、むつ下北地域の海の幸、山の幸などを販売するとともに、積極的に当地域の情報発信をしているところであります。

今後は、このアンテナショップを首都圏における販売・情報発信の拠点と位置づけ、同商店街や江東区役所とも連携しながら、「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクトの拡充を図ってまいります。

また、むつ市漁協、川内町漁協及び脇野沢村漁協で構成する、3漁協協議会が取り組んでいる、当地域の特産品の販路開拓とPR事業に対し助成するとともに、一般市民を対象とした新たな商品開発に対する機運をさらに高めていくことが必要であることから、その取り組みも継続することとしております。

さらに、プロジェクトのさらなるすそ野の廣がりにも努め、1次製品の活用と高付加価値化を図り、商工業者との連携による商品加工、販売体制を強化し、地域力の向上に力を注いでいくものであります。

○企業連携強化事業

次に、企業連携強化事業についてであります。

下北・むつ市の地域企業が共通認識のもとに、技術力を高め、地域内のエネルギー関連事業への参入促進と人材育成を図ることを目的に「下北・むつ市企業連携協議会」を立ち上げ、さまざまな

取り組みを行っているところであり、第2種放射線取扱主任者試験においては、一昨年14名、昨年11名の合格者を出し、着実に人材が育ち、そして企業力がアップしてきております。

また、今後需要の増加が見込まれる非破壊検査技術者の受験対策講習会を継続するとともに、エネルギー関連事業会社への訪問など、市独自のエネルギー産業への関与をより一層推進するものであります。

○農林水産基盤整備事業

次に、農林水産基盤整備事業についてであります。

農林水産業の振興を図るためには基盤整備が重要であり、平成24年度は水産基盤整備事業として、市管理漁港であります浜奥内漁港及び角違漁港のほか、県管理漁港であります脇野沢漁港寄浪地区、大畑漁港、桧川漁港の整備を進めてまいります。

また、農林関係では内田地区の農道整備や川内地区の農業用幹線用水路の補修についても、県と連携し進めていく考えであります。

○緊急雇用対策事業

次に、緊急雇用対策事業についてであります。

平成21年度から23年度までの予定で、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別対策事業等で、雇用の場の確保を継続・拡充してまいりましたが、現況の失業状況にかんがみ、新たに震災等緊急雇用対策事業枠において、福祉関係、教育文化関係、農林漁業等に係る事業の雇用者を22名確保するほか、市単独の雇用対策として継続する窓口サービス専門員11名、観光案内人3名、小中一貫教育学習支援員6名、さらに補助による雇用3名と合わせ、45名を雇用する予定であります。

○地域商店街活性化事業

次に、地域商店街活性化事業についてであります。

これは、東北経済産業局の指導・支援を受けな

がら、田名部駅通り商店街振興組合とむつ下北子育て支援ネットワークひろばが協働して取り組んでいるもので、街の駅や世代間交流施設の設置運営など、空き店舗などを活用しながら商店街のイメージアップを図り、各種イベント等の開催により商店街の活性化につなげていく、平成23年度から27年度までの5カ年事業であります。

商店街とNPOのコラボレーションという、むつ市にとっては新しい形での事業展開となり、雇用の創出や商店街のにぎわいの復活など、その成果に期待しているところであります。

○電気自動車用急速充電器設置事業

次に、電気自動車用急速充電器設置事業についてであります。

平成23年度は、電気自動車2台を公用車として配備し、イベント広場に急速充電器を設置するとともに、むつ工業高校と協働でガソリン車から電気自動車への改造に取り組みしましたが、将来的には電気自動車で下北半島を周遊できるルート構築と、さらなる電気自動車の普及に資するよう、新年度は川内地区の海と森ふれあい体験館駐車場に急速充電器を設置することとしております。

(3) 住みよいまちづくりの推進

次に、住みよいまちづくりの推進に係る施策についてであります。

○雪対策事業

まず、雪対策事業についてであります。

今冬は豪雪対策本部を設置する事態となりましたが、冬期間の住民生活の安心・安全を確保するため雪対策にも意を用いてまいりたいと考えております。

新年度は、平成22年度から冬期間一時借用している国有地を購入し、雪の堆積場を確保するとともに、道路拡幅と歩道確保のための小型ロータリー車等2台を購入し、さらに大湊地区の坂道対策、脇野沢地区の融雪溝整備を進めてまいります。

○市営住宅建て替え事業

次に、市営住宅建て替え事業についてであります。

市営住宅昭和町団地は、新緑町団地への移転完了後順次解体することとし、緑町団地については、新年度さらに2棟10戸を建設する予定であります。

また、川内・木団地建設事業は、事業が一時中断していましたが、新年度から建設を再開し、平成29年度までに木造住宅30戸の建設を予定し、全体で52戸の団地として整備してまいります。

○北の防人大湊地区整備事業

次に、北の防人大湊地区整備事業についてであります。

この事業は、国の重要文化財に指定された旧大湊水源地水道施設を生かした観光ゾーンの創造と周辺地域の活性化を図るもので、平成22年度にワークショップを開催し策定した構想書の素案をもとに、今年度は基本計画の策定、そして現在は、各施設の詳細設計を実施しておりますが、新年度は、いよいよ道路、公園等各施設の建設工事に着手する予定としております。

○中心市街地環境改善支援事業

次に、中心市街地環境改善支援事業についてであります。

この事業は、到来する超高齢化社会のための中心市街地づくりを目指し、市民協働によるまちづくりの手法等を検討していくものであり、地域における良好な環境や価値を向上させるとともに、地域住民、事業者、地権者等が、自主的に地域を維持管理していくというエリアマネジメントの考えの定着が期待されるものであります。

新年度は、田名部まちなか再生シンポジウムの開催、まちなか再生協議会の設立、都市環境改善等のまちづくり実施計画の検討等を行う予定としております。

○横迎町大平町線整備事業

次に、横迎町大平町線整備事業についてであります。

市役所の移転により前面道路の国道338号バイパスの交通量が増加し、朝夕の混雑が顕著となっておりますが、今後、むつ警察署の移転等が予定されており、さらなる交通量の増加が見込まれますことから、交通量の緩和及び災害対応道路として、庁舎南側に田名部地区と大湊地区を結ぶ骨格路線として計画されております横迎町大平町線を早急に整備する必要があるとの認識のもと、平成23年度に予備設計を実施いたしました。

新年度は、予備設計をもとに地質調査、測量等を行い、実施設計に入ることであります。

○各種検診事業

次に、各種検診事業についてであります。

生活習慣病の予防やがんの早期発見、早期治療の対策として特定健診及びがん検診推進事業を引き続き実施してまいります。新年度からは、満50歳以上の男性が対象となります前立腺がんの検診費用を、受診者の全額負担から市が一部もしくは全額助成することにより、さらなる受診機会の向上を図ってまいります。

○障がい者福祉・高齢化対策

次に、障がい者福祉・高齢化対策についてであります。

障がいのある人の多様なニーズに対応するための指針として、障害者自立支援法に呼応した「むつ市障害者計画・第3期障害福祉計画」を新たに策定し、社会情勢や障害者ニーズの変化を踏まえた障がい福祉施策の一層の推進を図ってまいります。

また、高齢者が住みなれた地域で生き生きと自分らしく生活できるような社会を実現するための指針として、新たに「第5次高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉施策

や介護保険事業の一層の充実を図ってまいります。

(4) 教育・文化等の振興

次に、教育・文化等の振興に係る施策についてであります。

○小中一貫教育推進事業

まず、小中一貫教育推進事業についてであります。

小中一貫教育のねらいである学力向上と中1ギャップの解消を目指し、小・中学校間の接続期の学習指導、生徒指導の充実を図るために、新年度においては、小中一貫教育学習支援員を配置し、一貫教育のより効果的な推進に努めてまいります。

○学校建設事業

次に、学校建設事業についてであります。

第三田名部小学校及び川内小学校の建設工事については、いずれの校舎棟も完成し、既に新たな環境での教育活動が始まっており、現在は屋内運動場の建設を進めております。新年度においては、両校のグラウンド及び周辺の外構整備、また、川内小学校併設の給食センターが完成することにより、全体計画が終了することとなります。

中でも、川内小学校・川内中学校は、むつ市初の施設一体型小中一貫校として市民の皆様の大きな期待のもと歩み出し、9年間の充実した教育活動を通して「生きる力と夢をはぐくむ」教育の推進に大いに期待しているところであります。

また、関根中学校については、新年度、建設用地に係る調査業務を開始することとしております。

○子どもたちと若手演奏家たちによるジョイントコンサート開催事業

次に、子どもたちと若手演奏家たちによるジョイントコンサート開催事業についてであります。

この事業は、今年度に引き続き、当市とゆかり

の深い東京藝術大学音楽学部出身の若手演奏家を招いての音楽交流事業であり、当市の小・中学生とのジョイントコンサートを行うことにより、芸術・文化活動の奨励と音楽を通じた青少年の健やかな成長を願い開催するものであります。

○重要文化財保存活用事業

次に、重要文化財保存活用事業についてであります。

「旧大湊水源地水道施設」は、東北地方で最初に建設された近代水道施設として、近代水道史上価値が高いことから、平成21年12月8日に国の重要文化財の指定を受けたもので、当該施設は水源地公園を含む「北の防人大湊まちづくり構想」の中核をなすものであります。

当該地区には、指定文化財以外にも石造り建造物等が存在することから、これら施設の有効活用による地域活性化と観光振興に資するべく、新年度は保存活用計画を策定することとしております。

○文化財収蔵庫改修及び展示場整備事業

次に、文化財収蔵庫改修及び展示場整備事業についてであります。

まず、旧庁舎北棟を文化財収蔵庫として改修いたします。改修後は、現在の桜木町の文化財収蔵庫に収蔵されている文化財を初め、それ以外の施設に収蔵されております文化財を収蔵するとともに、文化財の調査・研究の拠点としても活用を図りたいと考えております。

また、現庁舎の開放エリア部分を文化財展示場として整備することとしており、新年度は基本設計業務を委託する予定としております。委託に際しましては、市民の意見をより多く反映させるため、市政だより等を通じて意見を募集し、文化財保護審議会委員等で構成する検討会で議論を重ねており、郷土の文化財展示場とするべく、種々検討をしてまいりたいと考えております。

○姉妹都市会津若松市派遣交流事業

次に、姉妹都市会津若松市派遣交流事業についてであります。

今年度は、市内の中学生を派遣いたしました、新年度は小・中学生を対象に実施することとし、姉妹都市会津若松市との相互交流を深め、次代を担う児童生徒の育成を図ることとしております。

○スポーツ振興

次に、スポーツ振興についてであります。

国による「スポーツ基本法」の制定を受け、当市の実情に即した「むつ市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツ振興を図ってまいりたいと考えております。

また、スポーツ施設の整備については、平成26年度に青森県民体育大会が下北ブロックで開催されることに伴い、むつ運動公園テニスコートを改修するほか、陸上競技場の写真判定装置等改修工事を実施することとしております。

3. 市民協働・参画の社会づくり

次に、3点目、市民協働・参画の社会づくりについてであります。

新年度においては、第5次行政改革実施計画に掲げた市民協働・参画に向けたさまざまな取り組みを本格的に具現化していくこととしております。

まず、市役所内に仮称「市民連携推進室」を新設し、行政の取り組みと市民や各種団体によるまちづくり活動を結びつけて協働・参画を推進する窓口としてまいります。

さらに、市民と行政と合同の検討委員会、これも仮称ではありますが、「協働のまちづくり市民会議」を立ち上げ、市民と行政職員が同じテーブルにつき、さまざまな課題を検討していくこととしております。例えば、自治基本条例を制定するかどうかの検討や、当市でこれからどのように市民協働・参画を進めていけばよいのかという計画

の策定などを担うこととしております。これらの検討を行っていく過程自体が、立場の異なる主体が対等なパートナーとして連携・協力して課題に取り組む「協働」というものを体現する場となることを期待しているところであります。

次に、新たな制度として市民提案型補助制度を創設いたします。これは、市民が自らのアイデアで率先してまちづくりを実践することを奨励し応援する制度で、地域の課題解決や活性化に向けた公益的な市民活動事業を公募し補助するものです。応募事業の審査・採択についても「協働のまちづくり市民会議」を主体とする審査体制で行うとともに、市民等からのご厚志を基金として積み立て活用するなど、市民の主体性を生かした制度にしてまいりたいと考えております。

また、同じ提案型の事業として市民政策提案募集も行います。これは、市民の市政に対するアイデアを発掘し、よいアイデアは職員とともに政策形成し、市政に反映させていくことを目指すものです。

そのほか、政策等の計画段階における市民参画の機会を十分確保するため、ワークショップやパブリック・コメント等の手法を積極的に取り入れていくこととしておりますし、市民の皆様が何が重要と考え、それにどの程度満足しているかを偏りなく把握し、今後の施策展開に生かすため、市政に対する満足度調査も実施することとしております。このような取り組みのほか、今後も各分野、あらゆる局面において、市民とのよりよい連携の形を求めて、チャレンジしていきたいと考えております。

市民協働・参画は、それ自体が目的ではなく、「希望のまち」を実現するための手段であると考えております。ネクスト50への道のりは決して平坦なものではなく、むしろ難題が山積していると言ってよいかもしれません。「希望のまち」は

市民と行政が一体となったまちづくりの先に見えてくると思うものであります。

結び

以上、平成24年度の市政運営に臨む基本的な考え方と主要施策について述べてまいりました。

昨年11月、中国とインドに国境を接するブータン王国の国王夫妻が来日され、数々の印象的な発信により、震災によって傷ついた我が国に大きな勇気を与えてくれました。

ブータンは、GNH（グロス・ナショナル・ハピネス）すなわち、「国民総幸福度」の考え方を取り入れ、国民の幸福度の向上を目標とした国として世界的に注目されておりますが、国内では、東京都荒川区が荒川区民総幸福度、GAH（グロス・アラカワ・ハピネス）に取り組んでおります。幸福度イコール満足度とも言えるもので、市民満足度の向上を目指す私としても研究対象の一つとしてまいりたいと考えております。

住民の福祉の増進を図るといふ地方自治の原点に立ち返り、市民と行政、地方と国といった基本的関係を見直し再定義するとともに、地方自治の成熟と住民の自治意識の高揚を図っていくためには、地域の特性いわゆるアイデンティティを大切に、市民とともに幸せを実感できる地域をはぐくんでいくことが求められます。市民の幸福度を高めるための施策を市民とともに練り上げ、実践していくことを行政の基軸と位置づけ、「下北のむつ市から日本のむつ市へ」という目標に向かってさまざまな角度から各種施策に真摯にかつ果敢に取り組んでまいりたいと思っております。

行政だけでは行き届かない地域の個々の課題解決に向けた取り組みを支援する体制づくりとともに、市民の皆様の声を施策へ反映させることを旨とした行政を遂行していくことが市民全体の幸福度、満足度の向上、そして希望へとつながるものと確信し、刻苦勉励を惜しむことなく職員ともども

も「希望のまち・むつ市」へ向かって、歩みの速度を上げてまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで、施政方針の説明を終わります。

◎日程第5 議案上程、提案理由説明

○議長（山本留義） 次は、日程第5 議案第1号 平成23年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま上程されました議案第1号 平成23年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げます、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案で提案いたします補正予算は、3億円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、369億6,918万7,000万円となります。

この補正予算は、今冬の記録的な豪雪により、生活道路及び通学路の確保等の市民生活の安全・安心を最優先するため、これまでに3回の専決処分を行い、予算措置には万全を期してまいりましたものの、今後さらに不足が見込まれますことから、除排雪経費を増額するものでありまして、歳出には土木費に除排雪委託料を計上し、歳入には特別交付税及び財政調整基金からの繰り入れを見込んでおりますほか、なお歳入の不足分として、諸収入に歳入不足額を計上しております。

これにより、当初予算に計上した2億5,000万円に専決処分による追加補正分及び本案での追加補正分を合わせますと、除排雪予算ではこれまでの最高額となる11億5,000万円を計上することと

なります。

ここで、これまでの除排雪に係る対応の状況を申し上げますと、まず、昨年12月24日から25日にかけての降雪により、本年に入ってから市内各地区で除排雪作業を継続しなければならない状況であり、また、1月13日には、川内地区及び脇野沢地区の観測地点で1メートルを超える積雪となったことから、豪雪対策本部を設置し、警戒体制を整えてきたところであります。

その後も依然として降雪が続き、通常の除排雪作業に加え、通学路及び歩道の拡幅、一時堆積場所の排雪作業等の市民生活への影響を最小限に抑えるための対応をしておりましたが、2月1日には、強い寒波の影響で冬型の気圧配置が強まり、朝からの強い暴風雪が翌2日まで続く記録的な豪雪となったことから、国道及び県道を初め、市道等においても道路が寸断されて大渋滞となったことをご承知のとおりでありまして、この対策につきましても、例年をはるかに超える経費を投入して対処したところであります。

今後、3月まで降雪期間が続くことを考えますと、さらに大きな財政負担が生じる可能性がありますものの、いずれにいたしましても市民生活の安全・安心を確保するため、除排雪につきましては、しっかりと対応してまいりたいと存じますので、議員各位におかれましても、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程いたしました議案については、こ

の後質疑、討論、採決を行います。ここで議案熟考、議事整理及び昼食のため午後1時30分まで暫時休憩いたします。

午後 零時21分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案質疑、討論、採決

◇議案第1号

○議長（山本留義） 次は、日程第6 議案第1号 平成23年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 議案第1号に対しまして、2点ほどお尋ねいたします。

まず、歳入からお尋ねいたします。特別交付税5,000万円、そして財政調整基金より繰り入れ8,400万円、その他雑入で1億6,500万円ほどの歳入になっておりますが、市長は除雪対策に対して、国や県に要望しているようですが、特別交付税は、もうこれで確定なのか、それともっと見込める予想があるのか、1点お尋ねいたします。

それから、関連質疑になるかと思いますが、歳出の除排雪委託料3億円計上しておりますけれども、ひとり暮らしの高齢者世帯の対策等はどうなっているのか。やはり平均寿命、男性より女性のほうがはるかに長く、女性のひとり暮らしのほうが多いと思いますので、もし答えられましたらお願いいたします。

以上、2点お願いします。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） お答えいたします。

まず、特別交付税につきましてですけれども、これで終わりかというふうなお尋ねでございました。特別交付税につきましては、この除排雪経費につきまして、経費が多額になる部分について手当てすると、そういうふうになってございまして、具体的にどの程度の手当てになるのかということは明らかにされておられません。あくまでもその年度の国全体の特別交付税による他地域での災害等を総合的に勘案しての配分になると思います。したがって、この5,000万円というのは、我々は過去の降雪の多い時期の額等を総合的に勘案しまして、まず1億5,000万円程度は望めるのではないかという前提のもとに、ここに5,000万円を計上したというところでございます。

話が前後いたしますけれども、この前に実は3回ほどの専決処分をいたした旨先ほど申し上げましたが、その専決処分の中においても1億円ほど財源の手当てを見込んでございます。ですから、特別交付税ということでは1億5,000万円を見込んだということでございます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 2点目のお尋ねにお答えいたします。

ひとり暮らし高齢者及び身体障害者の方につきましては、いわゆる福祉的な高齢者生活支援サービスとしまして、従前事業を展開しております。本年度も既に当初予算で見込んでおりました予算352万円でしたが、それをもう既に超過しております。支出済みとして700万円ほど支出して、今現在は流用でもって対応しているという状況です。ただ、今現在大体489名ほどの実人員でございしますが、利用がありましたところですから、今後は予算の充用等を配慮しながら考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） まず、除雪対策の特別交付税ですが、何とか少し多くいただくようにして、雑入のほうを減らしていただきたいなと思います。市長には、その辺のところ全力で頑張ってもらいたいと思います。

また、高齢者生活支援サービスのほうですけれども、489名の方がご利用なさっているということですが、利用したくても、まだ情報が届いていない方もたくさんいらっしゃいますので、広報に載せてよしというのではなくて、たくさんの方々にご利用していただけるように情報提供を広くしていただきたいなと思います。もう本当にぎりぎりのところで頑張ってもらっている方がたくさんいます。また、先ほども申し上げましたように、何しろ女性のほうが長生きなものですから、女性のご苦労なさっていますので、その辺はよろしく対策をお願いいたします。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。16番半田義秋議員。

○16番（半田義秋） 2点ほどお尋ねします。

2月1日の猛吹雪は、私も人生64年、初めてあいう吹雪を体験いたしました。その日の夜、私に4人ほどから電話が来ました。そうしたら、県道と国道は県の管轄だから、市ではちょっと対応できないという話でしたので、私はこんな非常時に国も県も市もあるものかと、すぐやれというような電話をしましたが、これはやっぱり市民は何があっても市に来るのです、電話は、苦情は。市に電話すればどうにかしてくれると、そういう思いでやっぱり電話をよこしているのです。議員に電話したら、どうにかしてくれるのではないかということで電話が来て、私も電話したら、県道と国道は、これは市の管轄でないから仕事できないというような話なのだけれども、その点は

どうなっているのか、今後ともそういうあれが続くのかどうか。

それから、もう一点は、春になれば消える雪なのですけれども、残念ながら、これに使う金はもったいないのだけれども、これは仕方がない。市民の生活を守るためなら、私はもう本当に本当に残念でしようがないのだけれども、これによって市では空財源を計上しなければだめだと、基金も使い果たしてしまうのだと。それで、この金があると、10倍の仕事が本当はできるのです、市では。それによって、この新年度の重要な施策が途中で頓挫してしまうようなおそれもあるのだけれども、それに対しては影響がないのかどうか。この2つお尋ねします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 国県道の除排雪についてのお尋ねがまず1点目ございました。市のほうへ電話、苦情さまざま、これは道路はやはり国道、県道とか市道というふうな形で書いているところもありますけれども、看板出ているところありますけれども、なかなかこれは一般市民の方にとりましては、国県道、市道というふうな形の区別は当然できません。そういう意味で、市のほうへ国県道の苦情等が来た際には、これは国道、県道ですよということのご説明はして、そして手前どものほうから県の事務所のほうに、こういうふうな苦情があるということは常々指示をして申し入れをするようにというふうな体制をしっかりとっているはずでございます。

また、私もあの日は半田議員からお電話をいただきました。そういうふうなお話をしたつもりでございました。私も車中に4時間半程度、川内方面へ向かうのを断念して、城ヶ沢周辺で4時間半程度車中に閉じ込められました。その中でもしっかりと指示を出して、こういうふうな話があるということで、それらについては、国県道の部分に

については、県のほうにしっかりお伝えをするようにというふうな対応をとりました。

あの2月1日の夕方から夜にかけての猛吹雪、あれはこれなかなか対応ができない、とにかく車が出せない状況でございました。私なんかも、2月2日の朝、夜中の3時に自宅から歩いて、車というふうなことで、車は全然動けない状況でございました。歩いて雪をかき分け、そして市役所によくたどり着いて、その対策を講じたというふうな状況でございましたので、本当に車が出せない状況ということは、我々もまた本当に想定ができなかった状況でございました。この部分については、まず1点目の国県道、この部分については、苦情が来たら、一方的に、これ県道、国道ですよということで我々は立ち入ることはできないわけでございますけれども、この部分については情報としてしっかりお伝えをするようにというふうなことでは進めております。

さらに除雪費、この部分で、これがなければというふうな、なければというのは非常にいい話なのですけれども、この土地柄はやはり当然そういうふうなことでございます。しかしながら、これは除雪費を、除排雪費をぐっと絞って抑えていくというふうなことは、一つの手法としてあろうかと思っておりますけれども、私は基本的には生活道路、通学路、この部分についてはしっかり除排雪を進めろというふうなことで取り組んで……

（「市長、私が聞いているのはそういうことではないですよ」
の声あり）

○市長（宮下順一郎） そういうふうなことで、そういうふうにもっと温暖化すれば、雪が減ってくれば、さまざまな形で除排雪経費が減ってくるもの、そういうふうな形で進めばいいなと思っておりますし、この部分で新年度予算、この部分への影響というふうなことだと思っておりますけれども、影響がな

いわけではありません。やはり決算の状況がこう
いうふうになってきますと、さまざま私の想定で
すと、23年度ではまず2.5億円、この予算がちょ
っと残って、2億円程度の除排雪費で済んで、
5,000万円くらい次の年に積み上げができれば、
さまざまな事業もまた展開できるだろうと。非常
にそういう意味では除排雪経費というふうなのが
新年度における事業の展開における精神的なプ
レッシャーのほかにも、お金の部分でのプレッシ
ャー、かなりあります。それは否定はできません。

○議長（山本留義） 16番。

○16番（半田義秋） よくわかりました。除雪費は、
これは必ず必要なものですから、私が言っている
のは、何もそれを削ってやれと言ったのではない
のです。それによって、新年度の予算執行が、ち
ょっと障害になるのではないかなと、それを聞いた
ただけであります。

それから、各行政で職員が土日を返上して除排
雪に協力している行政もたくさんありました。川
内庁舎の職員も、次の日ですか、かなり立ち往生
していた車があったので、それに対して職員が出
て車を押したりして結構やっていたのがありまし
たけれども、むつ市の職員に対して市長はそのよ
うな、自分から言うのもなんですけれども、市長
はあれですか、職員に土日を返上して除排雪しろ
とか、そういう指示を出したことはありますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 積極的に休日を返上して、
その市道の部分についての除排雪をなささいとい
うふうなことは命じたことはありません。しかし
ながら、当然全体の奉仕者の公務員でありますの
で、この部分は十分、ボランティアのほうにもさ
まざま参加をしておる方もおりますし、去年はち
ょっと遅くなりましたけれども、昨シーズンは通
学路、その確保についてはさまざまな形でボラン
ティア活動にいそしむようにというふうな話はい

たしております。

○議長（山本留義） これで半田義秋議員の質疑を
終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており
ます議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定
により、委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第1号は委員会への付託を省略するこ
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7～日程第42 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（山本留義） 次は、日程第7 議案第2号
むつ市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金
条例から日程第42 報告第3号 専決処分した事
項の報告及び承認を求めることについてまでの
36件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま上程されました33議
案3報告について、提案理由及び内容の概要をご
説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じま

す。

順序が前後いたしますが、新年度予算の議案からご説明いたします。

最初は、議案第27号 平成24年度むつ市一般会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも327億6,400万円となります。

これを平成23年度当初予算と比較しますと、金額で18億3,600万円、伸び率では5.3%の減となっております。

予算総額が減となりました主な要因につきましては、歳出では障害福祉サービス事業費で約1億9,700万円及び浜奥内漁港整備事業費で約2億2,400万円の増となったものの、防災拠点施設整備事業費で約7億2,800万円、第三田名部小学校建設事業費で約6億500万円及び川内小学校建設事業費で約6億4,900万円の減となったことによるものであります。

一方、歳入では、基金からの繰入金で約400万円の増となったものの、市税で約6,300万円、地方交付税で3億7,000万円、国庫支出金で約1億9,800万円、県支出金で約6億900万円及び市債で約5億8,200万円の減となったことによるものであります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費のうち総務管理費には、地球温暖化防止対策、エコ観光等に推進するための電気自動車用急速充電器の増設に要する事業費並びに第5次行政改革に伴う市民協働参画推進事業費及び市民提案型事業費補助金のほか、財務会計システム整備事業費、財政調整基金積立金及び地域振興基金積立金を計上しております。

徴税費には、申告受付支援システム及び地方税電子申告システムの運用経費並びに徴収率の向上を図るための口座振替加入促進事業費及びコンビニエンスストア収納事業費を計上しております。

戸籍住民基本台帳費には、新戸籍システム構築事業費を計上しております。

民生費のうち社会福祉費には、障害者の自立支援等に要する経費並びに交通安全対策及び公害対策に要する経費を計上しております。

老人福祉費には、自治体、住民組織、社会福祉法人等が協働し、日常的な支援活動を推進するための事業費補助金のほか、敬老会開催事業ニーズ調査費、世代間交流事業費、外出支援サービス事業等の在宅福祉関連事業費、老人福祉施設入所者に係る保護措置費及び介護保険特別会計への繰出金を計上しております。

児童福祉費には、利用料の一部を助成し、低所得者の負担の軽減を図るファミリーサポートセンター事業費のほか、子ども手当等措置費、ひとり親家庭等医療費給付事業費、放課後児童健全育成事業費、病後児保育事業費並びに保育所及び児童館の運営費を計上しております。

生活保護費には、生活扶助費のほか各種扶助費を計上しております。

衛生費のうち保健衛生費には、国民健康保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、青森県後期高齢者医療広域連合に対する負担金及び乳幼児医療給付事業費のほか、新たに前立腺がん検診を加えた各種健康診査に要する経費並びに子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、成人用肺炎球菌及びインフルエンザのワクチン接種費用に係る助成費等、各種予防接種に要する経費を計上しております。

清掃費には、バイオマス資源の活用の検討に要する経費のほか、ごみの分別収集及びリサイクルに要する経費並びに一般廃棄物処理及びし尿処理に係る下北地域広域行政事務組合負担金を計上しております。

労働費には、国の雇用対策に対応した緊急雇用創出等の補助事業費、市単独の雇用対策事業費及

びむつ市シルバー人材センターの運営費に係る補助金を計上しております。

農林水産業費のうち農業費には、市の特産物の生産拡大を図るための特産物産地づくり支援事業費、新規就農及び農地集積施策推進対策事業費並びに野菜等生産強化対策事業費補助金のほか、農業委員会の運営に要する経費及びニホンザル食害対策事業費を計上しております。

畜産業費には、乳量の増加と乳価の向上を図るための生乳生産機器定期点検費補助金のほか、酪農研修センター建設事業費、水川目地区酪農振興対策事業に係る補助金及び貸付金並びに市内各牧野の指定管理料を計上しております。

林業費には、健全化施策推進のための森林整備地域活動支援交付金事業費、直営造林整備事業費、大畑地区市有林立木調査事業費及び片貝林道整備事業費を計上しております。

水産業費には、浜奥内漁港内の波の静穏度を高めるとともに港口付近の砂の堆積を解消するための漁港施設整備事業費のほか、がごめ昆布分布調査事業費、アワビ、ナマコ等の増養殖事業に係る補助金、関根浜沿岸漁業振興対策事業に係る補助金及び基金積立金、大畑町沿岸漁業振興対策事業に係る補助金、高水温被害の融資に係る利子補給等漁業災害対策費並びに各漁港施設の整備事業負担金を計上しております。

商工費には、地元特産品の消費拡大、商品開発及び販売促進を推進するための「むつ市のうまいは日本一」推進プロジェクト事業費のほか、元気むつ市応援隊推進事業費、農商工連携等創出支援事業費、地域企業連携強化事業費、元気なまちづくりサイト運営事業、地域商店街活性化事業費補助金、小規模事業者経営改善資金利子補給事業費、中小企業への融資資金に係る原資預託金及び観光施設の管理運営費を計上しております。

土木費のうち土木管理費には、個人住宅の耐震、

省エネ、克雪及びバリアフリーを図るための住宅リフォーム促進支援事業費を計上しております。

道路橋りょう費には、並川町線整備事業費、新町地区交差点改良事業費、川内5号線整備事業費、兎沢・関根橋線整備事業費及び細間沢線整備事業費のほか、道路維持工事費、道路維持補修費、除排雪経費及び除排雪機購入費を計上しております。

河川費には、治水対策として、緑ヶ丘地区排水路整備事業費、中央地区排水路整備事業費、金谷川排水路整備事業費及び松ノ木8号線横断水路整備事業費のほか、雨水対策調査検討事業費及び県の急傾斜地整備事業に対する負担金を計上しております。

港湾費には、大湊港湾整備事業として実施しております岸壁、緑地整備等に対する県営事業負担金を計上しております。

都市計画費には、水源池公園周辺の整備に係る北の防人大湊地区整備事業費のほか、中心市街地環境改善支援事業費、横迎町大平町線整備事業費、代官山公園整備事業費及び下水道事業特別会計繰出金を計上しております。

住宅費には、緑町団地建設事業費及び川内・木団地建設事業費のほか、市営住宅の維持管理費を計上しております。

消防費には、自主防災組織の設立を促進するための防災対策資機材等助成事業費のほか、防災行政用無線整備事業費、消防団車両購入費及び常備消防に係る下北地域広域行政事務組合負担金を計上しております。

教育費のうち教育総務費には、小中学校の体育科目におけるダンス教育の必修化に伴う外部指導者活用事業費のほか、子ども夢育成基金事業費、こども議会開催事業費、姉妹都市会津若松市派遣交流事業費、私立幼稚園就園奨励費並びに教育相談支援員、スクールサポーター及び小中一貫教育

学習支援員に要する経費を計上しております。

小・中学校費には、関根中学校の建設事業費のほか、新入学児童用防犯ブザー購入費、金谷沢学校備品保管庫整備事業費、防災機能強化事業費、学校管理運営費及びスクールバス運行管理費を計上しております。

社会教育費には、子供たちと若手演奏家たちによるジョイントコンサート開催事業費、むつ市の偉人・先人再発見講座開催事業費、重要文化財保存活用事業費、文化財収蔵施設整備事業費、文化財展示施設整備事業費のほか、公民館、図書館及び下北自然の家の管理運営に要する経費を計上しております。

保健体育費には、むつ市スポーツ振興計画策定事業費及びむつ運動公園テニスコート改修事業費のほか、各種大会及びスポーツ団体への補助金、児童生徒の健康診断委託料並びに各体育施設の指定管理料を計上しております。

公債費には、長期債の元金償還金、長期債利子及び一時借入金利子を計上しております。

諸支出金には、一部事務組合下北医療センターに対する負担金、補助金及び貸付金並びに水道事業会計への負担金を計上しております。

次に、歳入についてであります。市税では、個人市民税において年少扶養控除の廃止に伴う増収分を、固定資産税において評価替えに伴う地価の下落及び家屋の減価による減収分等を見込み、56億6,107万9,000円を計上しております。

これを平成23年度と比較しますと、金額では6,295万7,000円、伸び率では1.1%の減となっており、徴収率は、現年課税分で97.8%、滞納繰越分で17.0%、全体では92.1%の見込みとしております。

地方譲与税には、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税について、平成23年度交付見込額に地方財政計画の伸び率等を勘案して計上しております。

す。

地方特例交付金には、住宅借入金等特別税額控除による減収補てんに係る交付見込額を計上しております。

地方交付税には、基礎数値及び単位費用の入れかえを行い、交付見込額を計上しております。

繰入金には、水川目酪農振興基金、育英基金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金からの繰入金を計上しております。

市債には、臨時財政対策債及び退職手当債のほか、事業との関連で借入見込額を計上しております。

その他歳入につきましては、事務事業との関連で収入見込額を計上しております。

なお、固定資産評価替え事業につきましては継続費を、市議会会議録作成委託料及び年度内の除排雪対策経費につきましては債務負担行為を設定しております。

次に、議案第28号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも75億2,598万9,000円となります。

これを平成23年度当初予算と比較しますと、金額では1,077万8,000円、伸び率では0.1%の増となります。

まず、歳出の主なものについてであります。保険給付費には一般被保険者及び退職被保険者等の医療に係る保険者負担経費を、後期高齢者支援金等には後期高齢者医療への支援金を、介護納付金には第2号被保険者に係る社会保険診療報酬支払基金への納付金を、共同事業拠出金には高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る拠出金を、保健事業費には特定健康診査事業及び健康づくり推進事業に要する経費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。

国民健康保険税には収入見込額を、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金及び共同事業交付金には歳出との関連で交付見込額を、繰入金には一般会計繰入金を計上しております。

次に、議案第29号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも4億6,834万円となります。

これを平成23年度当初予算と比較しますと、金額では1,673万9,000円、伸び率では3.7%の増となります。

歳入歳出の主なものについてであります。歳出には青森県後期高齢者医療広域連合へ納付金を、歳入には保険料の徴収見込額及び保険基盤安定制度に係る一般会計繰入金を計上しております。

次に、議案第30号 平成24年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも56億3,341万3,000円となります。

これを平成23年度当初予算と比較しますと、金額では5億1,834万2,000円、伸び率では10.1%の増となります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費には下北圏域介護認定審査会の運営に要する経費を、保険給付費には介護保険サービスに係る保険者負担経費を、地域支援事業費には介護予防等に要する経費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。保険料には第1号被保険者に係る介護保険料を、分担金及び負担金には下北圏域介護認定審査会の運営に対する関係町村の負担金を、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金には歳出との関連で交付見込額を、繰入金には一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金を計上しております。

次に、議案第31号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも15億1,073万9,000円となります。

これを平成23年度当初予算と比較しますと、金額では1,566万1,000円、伸び率では1.0%の減となります。

まず、歳出の主なものについてであります。事業費には一般管理費、施設の維持管理費及び管渠工事等の下水道整備費を、公債費には市債の元利償還金を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。事業収入には下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を、国庫支出金には交付見込額を、繰入金には一般会計繰入金を、市債には借入予定額を計上しております。

次に、議案第32号 平成24年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも748万9,000円となり、歳出には用地取得に係る市債の元利償還金等を、歳入には一般会計繰入金等を計上しております。

次に、議案第33号 平成24年度むつ市魚市場事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも706万1,000円となり、歳出には魚市場施設の維持管理経費等を、歳入には当該施設の使用料等を計上しております。

次に、議案第34号 平成24年度むつ市水道事業会計予算についてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてであります。支出には水道施設等の維持管理費、水道料金徴収経費、減価償却費、企業債利息等で15億3,024万5,000円を、収入には水道料金、一般会計補助金等で16億8,127万9,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出についてであります

が、支出には上水道整備事業等に係る建設改良費及び企業債の元金償還金で16億8,948万2,000円を、収入には上水道整備事業及び簡易水道統合整備事業等に係る企業債、一般会計負担金、国庫補助金並びに工事負担金で10億5,119万3,000円を計上しております。

なお、資本金収入額が資本金支出額に対して不足する額6億3,828万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとしております。

以上が新年度各会計予算の概要であります。

次に、新年度予算以外の議案についてご説明いたします。

まず、議案第2号 むつ市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例についてであります。本案は、防衛施設周辺地域における生活環境の整備等を行うため、基金を創設するものであります。

次に、議案第3号 むつ市スポーツ推進審議会条例についてであります。本案は、市のスポーツ推進計画の策定に係る事項を初め、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議するため、審議会を設置するものであります。

次に、議案第4号 むつ市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、語学指導等を行う外国青年招致事業に係る国からの通知に準じ、外国語指導員等の報酬の下限額を改定するとともに、所要の条文整備をするものであります。

次に、議案第5号 むつ市税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法等の一部改正に伴い、退職所得に係る個人住民税の税額控除、市たばこ税の税率、個人住民税均等割の税率及び東日本大震災に係る雑損控除等について所要の改正をするほか、条文整備をするものであります。

次に、議案第6号 むつ市公民館条例の一部を

改正する条例についてであります。本案は、社会教育法の一部改正に伴い、公民館運営協議会委員の委嘱に係る基準を規定するほか、施設の老朽化により休館している脇野沢地区の3地区公民館を本年度をもって閉館するためのものであります。

次に、議案第7号 むつ市立図書館設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、図書館法の一部改正に伴い、図書館協議会委員の任命に係る基準を規定するためのものであります。

次に、議案第8号 むつ市下北自然の家条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、指定管理者制度の導入に向けて関係規定を整備するとともに、使用実態に応じた使用料に改定するほか、使用時間、休所日等について所要の改正をするためのものであります。

次に、議案第9号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、むつ市介護保険事業計画等策定委員会の審議を踏まえ、平成24年度から平成26年度までの介護保険の第1号被保険者の保険料率を定めるためのものであります。

次に、議案第10号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の入居資格について所要の改正をするほか、桜木町西団地を廃止するためのものであります。

次に、議案第11号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、関連部分の条文整理をするためのものであります。

次に、議案第12号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、道路法施行令の一部改正に準じ、市の道路

占用料の額を改定するためのものであります。

次に、議案第13号 むつ市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方公営企業法の一部改正に伴い、資本剰余金の処分等の取り扱いについて規定するためのものであります。

次に、議案第14号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、消防団員の減少による地域防災力の低下を防ぐため、団員の定年年齢を引き上げ、団員数の確保に努めるものであります。

次に、議案第15号 むつ市肉牛特別導入事業基金条例を廃止する条例についてであります。本案は、平成17年度に終了した国の肉牛特別導入事業について、5年の貸付期間が経過したことから、本条例を廃止するためのものであります。

次に、議案第16号 むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設条例及びむつ市大畑町水産物鮮度保持施設条例を廃止する条例についてであります。本案は、むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設及びむつ市大畑町水産物鮮度保持施設を大畑町漁業協同組合に経営移譲することに伴い、条例を廃止するためのものであります。

次に、議案第17号 下北地域広域行政事務組合規約の変更についてであります。本案は、児童福祉法の一部改正により、児童福祉施設について、障害児の入所施設を一元化することに伴い、組合規約を変更するためのものであります。

次に、議案第18号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。本案は、同事務組合の構成団体であります公立金木病院組合が解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体数を減少し、組合規約を変更するためのものであります。

次に、議案第19号 むつ市国土利用計画につい

てであります。本案は、国土利用計画法の規定に基づき、市の区域における国土の総合的かつ計画的な利用を図るため、第4次のむつ市国土利用計画を策定するためのものであります。

次に、議案第20号及び議案第21号の人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてであります。これら2議案は、本年6月30日をもって任期が満了となります。竹澤笑美子氏及び川村勝子氏を推薦するため、提案するものであります。

次に、議案第22号 平成23年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案で提案いたします補正予算は、8億9,714万円の減額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、360億7,204万7,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。職員の基礎年金拠出金に係る公的負担金率の改正に伴い、各款にわたり共済費を増額しておりますほか、総務費、民生費、衛生費及び消防費において、決算見込みにより下北地域広域行政事務組合負担金を減額しております。

議会費では、決算見込みにより議員報酬及び議員手当を減額しております。

総務費には、防衛施設周辺整備調整交付金の増額により新たに造成する基金への積立金及び地域住民の生活に必要なバス路線を維持するための生活交通路線維持費補助金を計上しておりますほか、決算見込みにより地域振興基金積立金、選挙関連経費等を減額しております。

民生費には、介護老人福祉施設の備品整備に係る介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金を計上しておりますほか、利用者の増加等に伴う支出見込みにより障害者自立支援給付費及び介護保険特別会計繰出金を増額し、決算見込みにより民間保育所整備事業補助金、子ども手当を減額しております。

衛生費では、利用者の増加等に伴う支出見込みにより乳幼児医療費給付事業費及び国民健康保険特別会計繰出金を増額しておりますほか、決算見込みによりごみ収集運搬事業費等を減額しております。

農林水産業費には、国の第3次補正に伴うアワビの稚貝放流事業に係る被災海域種苗放流支援事業費補助金を計上しておりますほか、決算見込みにより高齢者生きがい農園事業費、関根浜沿岸漁業振興対策事業費補助金等を減額しております。

商工費では、決算見込みによりリフレッシュセンター屋根改修事業費を減額しております。

土木費では、決算見込みにより下水道事業特別会計繰出金、北の防人大湊地区整備事業費等を減額しております。

消防費には、国の第3次補正に伴う全国瞬時警報システム整備事業費を計上しておりますほか、決算見込みにより防災拠点施設整備事業費等を減額しております。

教育費には、むつ運動公園野球場グラウンド改修について、放射性物質汚染対処特措法の施行により除去土壌の処理基準等が定められたことから、土の入れかえ等に要する経費を計上しておりますほか、奨学金の返還件数の増加等により貸付事業に係る積立金を増額し、決算見込みによりむつ市子ども夢育成基金事業費、私立幼稚園就園奨励費補助金等を減額しております。

諸支出金には、むつ総合病院非常用発電機整備事業費等として下北医療センター負担金を計上しております。

災害復旧費には、昨年9月22日に本県を通過した台風15号の影響により被害を受けた市営住宅外山団地ののり面に係る復旧事業費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります、市税では、収入見込みにより市たばこ税を増額し

ております。

地方交付税では、交付額の確定に伴い、普通交付税を減額しております。

国・県支出金には、消防防災通信基盤整備費補助金を計上しておりますほか、補助内示等に伴う収入見込みにより増減調整しております。

寄附金には、ふるさと納税寄附金等を計上しております。

繰入金では、決算見込みにより関根浜沿岸漁業振興基金繰入金等を減額しております。

諸収入では、収入見込みにより、奨学金貸付金元金収入等を増減調整しておりますほか、歳入不足額を増額しております。

市債では、各事業との関連において借入見込額を調整しております。

また、契約額の確定により、釜臥山恐山線道路復旧事業について継続費の変更を行っておりますほか、年度内に事業完了が見込めないことから、地上デジタル放送難視対策事業外15事業について繰越明許費を設定しております。

なお、今冬の記録的な豪雪により、除排雪経費が激増したことにより、補正予算を編成するに当たりまして、歳入不足額を計上せざるを得ない状況にありますことから、国及び県に対して特別交付税の増額及び除排雪経費に対する財政措置の働きかけをするとともに、全庁各部局における内部経費の執行凍結等の財源対策を講じているところであります。

これから年度末に向けましても、さらなる経費節減への取り組み等により、決算においては赤字を回避できるよう鋭意努力する所存でありますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

次に、議案第23号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります、本案は、事業費の確定及び決算見込みにより2億

7,747万5,000円を減額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、78億4,593万7,000円となります。

次に、議案第24号 平成23年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。本案は、事業費の確定及び決算見込みにより1億4,305万8,000円を増額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、52億9,070万3,000円となります。

次に、議案第25号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。本案は、決算見込みにより1億2,534万円を減額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、14億106万円となります。

次に、議案第26号 平成23年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。本案は、決算見込みにより補正するものでありまして、収益的収入及び支出において、支出では2,344万9,000円を、収入では5,802万3,000円を減額しておりますほか、資本的収入及び支出において、支出では2,513万1,000円を、収入では8,141万3,000円をそれぞれ減額しております。

次に、報告第1号から第3号までについてであります。これらは、平成23年度むつ市一般会計補正予算でありまして、議案第1号でもご説明いたしましたが、今冬の記録的な豪雪により、道路等の除排雪に多額の経費を要したことから除排雪委託料を追加しておりますほか、報告第1号において、脇野沢温泉の改修に急を要したため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました33議案3報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。次第であり

ます。

○議長（山本留義） これで、提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。2月27日から3月2日までは議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、2月27日から3月2日までは議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、2月25日、26日及び3月3日、4日は休日のため休会とし、3月5日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時20分 散会